

参議院通商産業委員会會議録第二十二号

昭和二十九年三月二十三日(火曜日)午前十時五十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 中川 以良君
理事 松平 勇雄君
加藤 正人君
海野 三郎君
小松 正雄君

委員

石原幹市郎君
大谷 賢雄君
小林 英三君
西川弥平治君
酒井 利雄君
高橋 衛君
岸 良一君
豊田 雅孝君
藤田 進君
三輪 寅治君
政府委員
自治庁税務部長 奥野 誠亮君
外務政務次官 小龍 彬君
通商産業政務次官 古池 恒三君
通商産業大臣 岩武 昭彦君
通商産業省 配内 角一君
通商産業省 吉岡千代三君
通商産業省 織維局長
通商産業省 益事業局長 中島 征帆君
通商産業省 常任委員 林 誠一君
通商産業省 会専門員

常任委員 山本友太郎君
会専門員 小田橋貞寿君
常任委員 小田橋貞寿君

本日の会議に付した事件

○商品取引所法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○通商及び産業一般に関する調査の件(電気料金と地方税との関係に関する件)

(清掃法案に関する件)

○米国の可燃性織物禁止に関する件

○厚生委員会に申入れの件

○委員長(中川以良君) それでは只今より通商産業委員会を開きます。

本日は電気料金の改訂問題と関連いたしまして地方税法改正案に関する調査をいたします。二月五日以来当委員会では料金改訂問題につきまして熱心なる調査を続けて参つたのでございまして、その間におきまして委員諸君及び参考人のかたの大多數の御意見は電力会社の経営の圧縮及び税金金利の引下げによりまして値上率を極力圧縮すべきであるという点に一致いたしているのであります。つきましては、本日は電気料金と最も大きな関係のございます地方税法改正案につきましまして、政府の提案が物価引下げ及び電気料金圧縮の線に沿つて立案をされていくかどうかという点に對して調査をいたす次第でございまして、

本問題に入ります前に先頃豊田委員から電気料金を値上げしないためにはどうすればよいかという御質問に對して通産省側から資料が出されておりますので、「電気料金改訂を抑制する場合の措置及び影響について」と申しますお手許にある資料につきましまして最初に公益事業局から説明を聴取いたします。

○政府委員(中島征帆君) 只今の資料につきましまして御説明申し上げます。電気料金改訂を抑制する場合の措置及び影響について、こういう資料が三枚ございまして、この前文は大したことがございませぬが、要するに今回の改訂申請の内容といたしまして、収支差額の約三百億円の赤字を補填するために、総平均一割四分四厘の値上げを要する、こういう内容になっておりますが、三百億円のうちで特に資本費の増加が全体の七〇%に相当している、従つて資本費をできるだけつめるということが、原価を抑制する一番大きな要素であるということが大体に書いてございまして、ところがそれにつきましましていろいろ今日まで税金、金利等につきましまして努力をいたして参りましたが、なかなかこれを全部吸収するようないことは困難であるということが、その次に書いてございまして、結局におきまして、若しも値上げを抑制いたしますならば、こういうたような資本費関係のほかに一般経費を圧縮するか、或いは配当を中止しますとか、償却を大幅に抑えますとか、という方法を講ぜられ

なければいけない。そうしますとその結果といたしまして増資も不可能になりまして、資金調達の不足から総計で約五十三万キロワット・アワーぐらいの将来の開発を繰延べる、こういうことを要するわけでありまして、その次の表は二十八年度収支計画と申請案の比較表でございまして、二十八年度計画といたしまして一番下に差引の欄がございまして、ここにマイナス百九億一千二百万円という数字がござい

ますが、これが二十八年度の需給計画を立て、それによつて収支計算をいたしました場合に、我々が百八億の年間赤字が出るということを申しておりますが、その数字に當るわけでありまして、百九億と一億違いますが、二十八年度これだけは赤字が出るという予想を立てたときの内訳でございまして、資本費、一般経費、その他経費、このうち三番目に控除額相当経費といたしまして、二十八年度の経費には二百億ほどマイナスになっておりますが、これはその一つ上の計の千六百七十七億、これにすでに繰込まれております。従つてこの経費控除額を除きましても、この総原価が、総経費が千六百七十億になる、こういうことになるわけでありまして、ここに出ておりませんけれども、現在の料金ベース、即ち二十七年原価に繰込んでおります数字と比べますと、資本費はここでも四百六十六億になつておりますが、それが二十七年度ベースでは三百四十一億二千

九百万円であります。それから一般経費がこの二十八年度の千三百七億四千九百万円に對しまして、千四百十二億三千九百万円、それからその他経費が七十二億五千二百万円に對しまして六十四億八百万円、それから控除額が二百二十四億九百万円、こうなりまして総原価は結局千四百四十七億六千六百万円、千六百七十六億七千七百四十四億六千六百万円、こういうことになりまして、こういうふうな過去の繰込み原価乃至は二十八年度の計画に比べまして、今度の申請案におきましては真中の欄にありまして、合計におきまして二千百一億九千二百万円という総原価になる。従つて収入総計をいたしますと、この真中の一番下にありますように二十九年度におきましては三百七億三千七百万円の赤字になる、こういうふうな数字でござい

ます。これは申請の料金原価の出ました数字をそのままとつたのでございまして、それから最後の表が、これがお答えになる表でございまして、これは料金値上げをしないためにはどういふような措置が必要であるか、措置をすればよろしいか、それによつてどういふ収入になるかという御要求でありましたが、これには政府でやるべき事項といたしまして租税或いは金利等の減免ということ、それから料金査定の場合にも関連いたしますが、電気事業者がみずから大いに努力してどの程

のがあることは勿論でございます。大
体どれくらいできるかということばま
だ検討中でありまして明確でありませ
んが、五、六十億くらいのことば少く
とも行けるんじゃないかと考えられま
すが、従つて仮にB案程度の案が実現
しておれば、大体あとは企業努力その
他によりまして値上げをしなくても済
むんじゃないか、こういうふうな考え
方をここでとつておるわけでありま
す。

それから仮にC案で参りました場合
には、こういうふうな配当がありませ
んし、それから償却も不足でありま
す。増資もできない、こういうことば
なります結果、一番初めの紙の最後に
書いてありましたように、現在計画
の開發計画の中から、五十三万キロワ
ット、十九カ地点だけは、これは繰延
べざるを得ない。これは二十八年度に
着手しておる工事になるからというこ
とでございます。それだけのものが先
に延びるといふことになります。

○委員長(中川以良君) 只今の御説明
に對して御質疑があると存じます
が、本日は地方税法改正案につきま
して御審議を願いますので、只今の御
説明に對して御質疑は次回にいたした
いと存じますが、御異議ございませ
んでしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(中川以良君) それでは今回
上程されております地方税法改正案
は、何分龐大なる法案でありまして、
これらに對します審議は、よほど慎
重にやることがあると存じます。殊に電
力の問題に關しましては、今日電力料
金の値上げをできるだけ抑制しようと

いう立場から考えますと、幾多我々
はこれに對する疑念もございませ
んし、又注文もあると存するのでありま
す。そこで先づ政府側から、今回の改
正案におきましますところの事業税、固
定資産税及び電気ガス税に對する改正
の要点につきまして説明を求めます。
○政府委員(奥野誠亮君) 今提案いた
しております地方税法の改正案のう
ち、只今御指摘になりましたような、
電気関係の問題につきまして御説明を
いたします。

第一は固定資産税の問題でありま
して、現行法におきましては昭和二十八
年度から新たに固定資産税を課せられ
ることになった新しい発電施設に對
しましては、八〇の税率、即ち現
行税率の二分の一の税率で課すると定
められております。このような、電気
についてだけの例外規定を今回の改正
案におきましては、かなり幅を拡げてお
るわけでございます。即ち新しい発
電施設につきましては、昭和二十八
年度から新たに固定資産税を課されるこ
とになった発電施設だけではございま
せん、広く、発電施設がございまして
から最初の五年度間におきましては三
分の二を軽減する、更にその後の五年
度間につきましては三分の一を軽減す
る。十一年度目から一般の税率を適用
する、こういう方式をとつておりま
す。こうすることによりまして発電施
設に對します固定資産税の負担を、
長期間に亘つて余り変動のないもの
にして行きたいと考えているのであり
ます。十一年度目になつて参ります
と、かなり減価償却の関係から課税標
準額が低くなつて参りますので、一
般の税率を適用いたしまして、す

にかなり軽減されることになつて参つ
てゐるといふことになるのでありま
す。

更に昭和二十九年度の特例といたし
まして、只今申上げました最初の五年
間は三分の二を軽減いたしまして一般
の税率の三分の一で課する。それを六
分の一を課するといふことにいたして
おります。要するに物価引下げの国の
基本的な政策に二十九年度の特例とし
て、特に地方財政の面から強く協力し
て行きたい、こういう考え方がこのよ
うな臨時措置の形で現れておるわけ
であります。更に固定資産税の税率を
一・六%から二十九年度は一・五%、
三十年年度以降は一・四%に引下げを
図つておるわけでありまして、更に又特に
北海道などにおきましては、発電施設に對
する高率な課税が行われましますことを
救う意圖を以て行なつたのでありま
す。一市町村の償却資産が全固定資産
の半分以上を占めておるような団体に
おきまして二%を超えて課税しよう
といたします場合には自治庁長官への
届出の義務を課しまして、不慮な仕事
のために使おうといたします場合に
は二%までの範囲でその税率を制限す
ることができるといふふうな規定を設
けております。

第二に事業税の問題でございます。
御承知のように現行法では事業税が廃
止されまして二十九年度から附加価値
税が実施されることになつておるので
あります。併し千億円に近い税金の課
税の方法を變えまして、これは企業
相互間に負担を激変させることになり
ます。我が国の経済界の実態から考え
ました場合には、なほこういう措置は避
けたいと考へられま

従前の事業税を踏襲することになつて
おります。従いまして又料金統制の行
われております電気その他につきまし
ては収入金額を課税標準にすることに
なつておるわけでありまして、ただ
今回法人事業税におきましても所得が
五十万円以下のものにつきましては若
干税率を引下げた措置をとること等と
からみまして一・六%の税率を一・
五%に引下げるといふことにいたして
おります。

第三は電気ガス税の問題でございます。
現在すでに電気料金のうちで約
三十一%の部分には電気ガス税を課さ
ないことにいたしております。これを現
在電気ガス税を課さないことにいたし
ておきますものとの均衡を考へま
して若干の品目につきまして非課税の
範囲を拡げることになつておりました
で、次の電気料金が改訂されたときか
らこの規定を適用することにいたして
おるのであります。

第四は今度新たに不動産取得税を設
けるわけでありまして、発電所や変電
所も家屋の中に入るものでありまして
も不動産取得税は課さないという規定
を設けております。

只今申上げましたような措置により
まして固定資産税の面においては十億
円余り、事業税の面においては十億
円、電気ガス税の面においては四月か
ら仮に実施されるものといひました
場合には七億円程度現行法よりも改正
法の方が負担が軽くなるという姿に
なつております。一応それだけ御説明
申上げておきます。

○委員長(中川以良君) それでは本問
題の調査をいたします順序といたし
まして最初に總括的に私より御質問を

申上げたいと存じますが、御異議ご
ざいませぬでしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(中川以良君) 本日は重要な
課題でございますので特に先般来
自治庁のほうに申上げて大臣の出席を
強く要求しておつたにもかかわらず大臣
の御出席がない。政務次官も所用があ
つて見えない、次長も他の会議に行つ
ておられるという点は私どももいたし
まして誠にどうも遺憾に堪えない次第
でございます。本日はその御に當つて
おられる奥野部長だけの御出席でござ
います。一応御質問は申上げます
が、どうぞ一つ重要な点は大臣にお
伝えを頂きまして成るだけ早い機会に
大臣よりも改めてこの本委員会におき
まして言明をして頂くようにお取計ら
いをお願いいたします。初めから私はお約
束を申上げておく次第であります。

今回の改正は国税及び地方税を通じ
まして我が国の実情に適した合理的な
税制の確立をいたし、税制及び税務行
政の簡素化のために設置をされました
税制調査会の答申の趣旨に關つて立案
されたものと了承いたしておる次第で
ございます。本法案を見ますと、併
しながら必ずしもこの答申案に關つて
立案されたものと私どもは受取れないの
でございます。例えて申しますならば、
答申案では個人所得税の軽減と共に
法人の負担を国税、地方税を通じて
して五分引下げようとして強調してお
ります。しかしながら法人の負担軽減に
對しましては事業税を僅かに一分引下
げただけでございまして、他には目ば
しい軽減をしておりませんのでござい
ます。又合理化につきましても電気供給
業者を他の業種と区分いたしまして、

【参議院】

事業税の外形標準課税を行う理由は乏しいということを答申案では言つておられます。にもかかわらずこれをそのまま存続いたしまして、誠に變態的な外形標準課税をやはり行おうといつておられます。

それから事業税並びに電気ガス税の非課税範囲の整理と軽減を答申案では要求をいたしておるにかかわらず、むしろこれは増加をいたしておるのでございます。政府はこのような案で税負担の軽減と税制合理化ができるとお考えであるか、更に産業界は政府の示すところの物価引下げと今回の輸出振興に対する政府の強調しておられます政策に協力をいたさんといつておるにかかわらず、かような税制で政府は果してこの二つの大きな政策にどの程度重点を置いて考慮を払つておるかという点を私は疑わざるを得ないのであります。

償却資産に對しまする固定資産税はシャープ勧告によりまして附加価値税と共に採用されたのでありますが、附加価値税のほうはいろ／＼と批判が多くて実施に至らずして今回廃止をされたのであります。この両方の税が並行をいたしまして、初めて商工業間の公平が期せられるというべきでございませう。償却資産に對しまする課税が残されまうと、償却資産を殆んど必要としない商業的企業と、高価な設備に依存をいたしますところの工業的企業との間に公平が望めないことに相成るのであります。殊に我が国の置かれました現状は國際的競争力の回復のために設備の近代化が強く要請をされております際に、設備の更新近代化が償却資産の課税によつてコストを高めるといたして、経済

団体から強い反対があるものでございませうが、政府はこれに對してどのようにお考えであるか。更に財源の關係からこれを考えるときに、産業による負担は非常な大きな差があるのであります。使用資本の中で償却資本の少い産業は償却資産に對する負担は少いのであります。が、電気事業はその最も不利な場合でありまして、償却資産は使用資本の八割を占めてゐる現状でございませう。償却資産と言ひながら実はこれは使用資本の八割の課税を受けるということに相成るのでございませう。その結果は電気料金の原価中に固定資産税は法人税よりも事業税よりもなお多く、現行法では実に約七十四億円余に上つております。それだけの料金を実は高くいたしておるということに相成るのでございませう。

その結果二十八年度徴税実績を見ましても全産業の償却資産税百三十四億円に對しまして電気事業のそれは約五十二億四、即ち三八％に上つておられて著しく過重となつてゐることが明らかになります。税収の關係の上からこの税目を残すといつても、このような実情を考慮されまして、電気料金の軽減と税負担の公平とのために十分なる配慮がなされなければならぬと思つて我々は十分なる配慮をしておるとはどうしても考えられないのでございませう。この点につきまして政府の御所見を伺いたのであります。

次は現行の地方税法では固定資産税の標準税率百分の一・六に對しまして制限税率は百分の三となつておられて、地方税法中にて税率の幅は最も広

いのがこの税でございませう。今回の改正では二十九年度の標準税率は一・五、三十年年度以降は一・四と僅かながら低下をいたしておられます。制限税率は従来通り百分の三とし、二％以上につきましては自治庁長官の指示権を規定いたしておるのであります。税率の幅は却つて従来より増大しておるということに相成つております。かような幅が法定されております以上徴税者たる市町村は財政の引締めよりは税率の引上げを望むというところは当然でございまして年々税率は上り、百分の三を適用してゐる町村も稀ではないのであります。一つの例を申しますならば、北海道電力から出ておりまする義を見ましても、昭和二十六年、二十七年、二十八年を對照いたしまして、税率が一・六％になつておりまする市町村は二十六年には六十七、二十七年には四十に減つております、二十八年には更に二十一に減つておる、逆に三％を課しておりまする市町村は二十六年には三十四、二十七年には三十九、二十八年には更に四十六になつておる。私どもが懸念してゐる通りのことが現実

に現れておりまする次第でございませう。然るに今回創設されました不動産取得税は百分の三でありまして、取得のときに一回に限り償却不動産取得税と年々払ふ固定資産税とが同率というところは税目相互間の均衡から申しまして適正を欠くものであります。まして償却資産に對する課税には根本的に問題があるものと存じます。先ほど公益事業局長からもお話のございました通りに、この課税は電気料金に對しまして最も大きな税負担であると存するのであります。及び大きな償却資産の配置

が甚だしく偏在をしております。市町村相互間にも公平を欠くということが言われるのであります。少くも償却資産に對しましては標準税率の僅かな引下げよりはむしろ制限税率の大幅引下げを行ひまして、順次確定税率に移行して地方財政の引締めを促すべき時期であると思はれるのであります。自治庁といたしまして如何なる見解を持つておられるか。

更に今回の改正案で特に電気事業に對して御考慮を願ひたい事項は、附則第二十六項により、新規取得の償却資産に對する課税標準を旧法により三分の一から六分の一に引下げられたということにございまして、これは電気事業の現況から見まして適切な措置と認めるのであります。政府がこの点は低物価政策に努力をされた跡が窺われるのでございませう。併しながら新規取得の償却資産よりも比重の大きい既設の分につきましては同様な措置をお考え願ひなければ到底底料金面において著しい軽減は期待できないのであります。これに關しまして次の諸点について特に答へを願ひたいのであります。

第一点は、新設分につき今回の措置により半減ができるものならば、既設につきましても半減程度の措置が可能ではないかということでありませう。

第二点は、新設分のみを半減とし、既設をそのままとすることは、新設を有する町村と既設を有する町村との間に非常な不公平があらはれませんか。かような不公平をそのまま認めておられるのか。

第三点は、新法による三十年年度以降の町村課税分を制限をし府県に吸上げ

る案を出したことは、取りも直さず以上のような措置を行ひ得ることを証するものであります。この点につきましてもいろいろ疑点があるのでございまして、かような制度に對する御見解を伺ひたいのであります。

更に今回の改正案は大規模償却資産に對する市町村の課税を三十年度より制限をして、三十一年度から最終段階となり、余分は道府県に徴税し道府県税の充実に充てるということになつております。このことは大規模償却資産に對する現在の市町村の徴収分が相當に豊富であるということをお認めになつたことと存じますが、さうに了承すべきであるかどうか。又この方法によりまして市町村の徴収分から道府県税に廻し得る徴収額は三十年度及び三十一年度にて何億圓ぐらゐに見積つておられるか。その見積金額を御明示願ひたいのでございませう。

次に大規模償却資産に對する市町村の徴税権を一部制限する案を作られましたことは町村税収の均衡化のため結構なことではございませうが、余分を全部道府県に吸上げて電気料金軽減のため配當がなかつたことは私も誠に遺憾と思つてございませう。自治庁が地方財政を担当される關係から、一応既定事実となつております償却資産に對する徴税額を財政の均衡は正のため道府県に廻されまうことは無理からぬこととは存するのでございませうが、すでに申上げましたごとく償却資産に對する課税は税制調査会の答申にもございませうと共、根本的の反対意見があらはれまして、その影響の最も甚だしい電気事業におきましては電力需給安定化のため電源開発を進行中

であります。これによる原価の高騰が現在の物価引下げ並びに貿易振興の政府の大方針と食い違つて参る虞れが多分にござります。従来取過ぎていた固定資産税を合理的な基準に是正をする好機は実は今日において他になんとも思ひます。

以上の理由によりまして前項に述べました制限税率と共に標準税率をも妥当の線まで引下げることについて政府の御見解を伺いたいのであります。

それから改正案の附則第二十六項による新規電源に対する課税標準の六分の一引下げは最近五カ年間に竣工した発電所に適用されるのでござります。

が、旧法により三分の一の課税を徴収されていた幾つかの発電所が改正案成立のため税率を半減されるわけであります。政府原案によりましては急激な変化は止むを得ないわけであると存するものであります。これらの点お互い矛盾がないかどうかという点につきまして御見解を伺いたいのであります。

それからその次は税率の引下げがあらましても評価額におきましては値上りとなりまして、税負担の軽減にはならんことは当然でござります。時価主義をとつております地方税法におきましては、この点で問題も起り勝ちであり、手数を要するのであります。然るに電気事業におきましては通産省の会計規則によつて厳重なる監査を受け、又事業の性質上から再評価もおおむね限度額近く行なつてゐるのでござります。従つてかかる適格性を有する事業につきましては再評価価格を以て時価に代へ得る旨の条文を挿入いたします。

ならば、評価の問題は極めて簡単化するものであります。

更に課税対象の範囲につきましても本来の事業の用に供するものに限り且つその範囲を法律及び規則に明記をして取扱の簡素化と負担の軽減とを図るべきであるとは考えないのであります。政府の御見解は如何であるか、先づ以上の点につきまして一応御答弁をお願いいたします。

○政府委員(奥野誠亮君) 冒頭に御注意を頂きました点は大臣にもよく伝えたいと思ひますし、今日の委員会のお話はよく連絡を申上げるつもりであります。

第一点は法人事業税の負担を各客申から考へて見ればもつと引下げるべきではないか、こういう御意見でござります。勿論財政状況が許しますならばいろいろ税金種につきまして引下げを図りたいのでありますけれども、地方財政全体がかなり窮乏いたしてありますので、思ひ切つた減税措置もとれないのであります。法人につきましても、先ほど申上げましたような意味合いで一・六%を一・五%に引下げる程度の軽減措置を行なつたわけでありまして、勿論只今申上げますように、財政状況の安定につれまして可及的に将来引下げの措置を圖つて行くべきものであらうというふうに考へております。

第二点は恐らく税制調査会の答申をお指しになつてゐると思ふのであります。電気等に対する事業税について収入金額を課税標準とする方式をやめるように言われてゐるにかかわらず、これを更に存置してゐることは不当ではないかということのようでござります。政府として地方制度調査会或いは

税制調査会に税制関係の諮問をいたしましたのであります。地方制度調査会におきましては外形課税をそのまま踏襲するといふ趣旨の答申をいたしてあります。税制調査会のほうでは外形課税をやめるといふ答申をいたしてあります。食い違つた答申が行われてゐるのであります。なぜ政府は外形課税を残そうとしたかといふことを簡単に申上げておきたいと思ひます。所得を課税標準にいたします事業税といふものは、いろいろ意味で不適当だと思はれるのであります。そういうことが又延いては附加価値税を実施するといふような案が考へ出されたことになつてゐるのであります。殊に電気の場合には好ましいのでありますけれども、地方財政全体の立場から考へても、地方財政全体の立場から考へても、地方財政全体を要めましますと、確かに減収を生ずるのであります。電気事業の立場から望ましい減収が、地方財政の立場からは好ましくないものであります。このようないことが一つの理由になつております。もう一つは事業が行われておりますと、勿論従業者は労力を提供して事業の発展に寄与するわけでありまして、地方団体も道路を設けましたり保険施設を設けましたりいたしまして事業の発展に寄与しておるわけでありまして、損をしてゐるとか儲けてゐるとかといふことじやなしに、何がしかの府県の経費の分担をしてもらいたい、そういう意味においては所得を課税標準にすることは好ましくないものでありますけれども、先ほど申上げましたような意味で止むを得ず所得課税を相当に府県において踏襲するわけでありまして、併しなから所得課税をとつていない部面につき

ましても、むしろこれをより強く従来方式を踏襲したいのであります。殊に料金統制の行われております場合には、その料金の中に府県経費の分担分を織込んでもらいたい、織込まれたものにつきましては、大体独占企業なんだから、それだけの料金が守れるじやないか、守れるなら織込まれたものだけは事業税として府県に支払つてもらいたい、こういう考へ方が基本になつてゐるわけでありまして。

第三に電気ガス税について非課税の範囲を整理するようという答申が行われてゐるけれども、逆に今回の地方税法の改正案は非課税の範囲を拡げてゐるじやないかという御意見でござります。これは通産省とも話合ひをいたしまして不十分であるかも知れませんが、やはり非課税の範囲を若干拡げまして、将来電気ガス税を消費税として純化して行きたいという考へ方を持つてゐるのでござります。

第四には償却資産に対する固定資産税が企業の近代化の促進を阻害する等の欠陥があるし、又企業によつては償却資産の分量が多かつたり少なかつたりするではないかというふうな御意見でござります。これにつきましては今回の改正案におきまして、企業合理化促進法において特別償却の認められてゐるもの、或いは法人税や所得税を免除される重要物品製造業におきましては、最初の三年間は負担を半減すると

いふふうな措置をとりまして、そういう御指摘のような弊害の生じないやうな努力を払つてゐるわけではござります。なお又電気においては総資本の八〇%までこれらの固定資産になつて行

くのだという御指摘がございました。これらにつきましては耐用年数の問題もござりますので、最初の十年間につきましては特に負担の軽減の措置を圖つたわけではござります。事業が行われて行きます場合には、府県も市町村も相当の施設をこれらの事業のために行なつてゐるわけではござりますので、固定資産税の形において市町村の経費を分担してもらい、事業税の形において府県の経費を分担してもらふ、こういう考へ方をとつてゐるわけではござります。勿論償却資産の多寡によりましてそれだけでは負担が重かつたり少なかつたりするわけでありまして、ただそれだけで問題の解決にはならないのじやないだろうかという考へ方をいたしてあります。従業者数が非常に多い場合にはこれに支払ひます給料も多額に上るわけであり、これに対して所得税が課されるのであります。所得税は人税だから経費として見る必要はないのじやないか、そういうことも言へるわけでありまして、実質的にはやはり一つの経費として考へられるのじやないかというふうにも思へるわけではござります。勿論償却資産に対する固定資産税を支払ひました場合には、これは経費のうちから支払ふべき税であるという觀念に立つておりますので、法人税や所得税の場合も、所得を計算いたします場合に全部損金として落して参りますので、実際支払つた固定資産税が仮になくなつても、その半分は法人税なり所得税なり或いは事業税なりの形において徴収されるというふうな向きになつて参りますことも、一応御了承願つておきたいと思ひます。

第五は現在の固定資産税の標準税率が一・六を一・五なり一・四に下げるか、三％という制限税率は高過ぎるんじゃないかという御意見でございます。現行法では二十八年度まで三％という制限税率があるのでありますけれども、二十九年度からはこの制限税率もなくするのであります。要するに市町村の税金だから標準はきめるけれども、あとどうするかということは市町村住民に委ねるべきであるという地方自治の立場に強く立つた制度になつております。これを併し青天井にいたしますことも穏当じゃございませんので、現行の制限税率を据置く、こういうふうな考え方をとつてゐるわけがあります。御指摘のように北海道等におきましてはこの標準税率超過徴収課税が非常に多いわけがあります。又三％というふうな高率な災害等の場合におきます全く異例の措置としてとらるべき税率が一般化しておる向きもございますので、先ほど申し上げましたような若干のこれらの緩和措置を今回は考へておるわけでございます。併し根本においてはやはり市町村の財政が充実していない、市町村財政が窮乏のままに六・三制の実施に当たるとか、いろいろの問題が起きておりますために、このような不合理な、或いは不自然な姿が出ておるわけなのでございまして、一面にはやはり地方財政全体を充実したい、又財源の増加を図れない場合には、経費のかからないような制度にいたしたいという考え方を持つておるわけでございます。又他面には住民の市町村財政に対する批判力というものをもつと旺盛にして行きたい、もつと活潑に意見が述べられるようにや

つて行かなければいつまでたつても自治が伸びて来ない、民主主義の基盤というものは育成されて来ないんじやないか、余り市町村のやり方がまづいからということを心配しまして、何もかも国でかまつてしまふということでは、徒らにその中央の指図のままに動くだけであつて、みづから判断するといふ気がまがえが起きて来ないんじやないかといふことも他面において心配しておるわけであります。併しなお今後只今申上げましたような措置も十分でありませぬ場合にも、将来に亘つて一層この点を注意をいたして参りたい、又必要があります場合には適當な措置をとりたいといふふうに考えております。御意見につきましては我々も全く同感に存じておる次第でございます。

第六には新規取得分について軽減措置を講ずるならば、既設の分についても軽減措置が講ぜられるではないかと、こゝいう御意見でございます。これは併しながら私たちは市町村が新たに課税することができ、新たに収入が得られるようになったときからその収入分を少し我慢してもらいたい、こゝういふ措置は講じやすいのでありますけれども、今まで収入が得られておつた、それを一挙にこれを相当分奪い去つてしまふ。今まで相当に収入を得られておりましたので、それを財源にして将来に亘る多年の計画というものを市町村自身が立てておるのであります。その折角立てております計画を、一方面的に財源を奪い去つてしまひまして計画を混乱させるということはとるべき措置ではない。殊に市町村と云ふより小さい規模の団体につきま

しては、これらの点は特に慎んだほうがいいんじゃないかというふうな考え方をとっておるわけであります。併しながら電気事業界の要請もございまして、今回はあえて十年前のものにまで遡つて軽減措置を適用するようにいたしましたわけでありまして。通産省からの熱心なる御要望がございましたので、当初は二十八年度分の固定資産税が課せられることになったものから適用したいと考えておつたのでありますが、五年前、十年前のものにも遡つて適用することにいたしてございます。その結果市町村側から我々としては強い反対を受けておるわけでございます。

第七は大規模の償却資産に対する固定資産税を、三十年代からは一部を府県に移すべきではないか、言い換えればそれだけあり余つておるようになつたじやないかという、こういう御指摘のようでございます。現行法におきましても、市町村の規模から見まして、固定資産税の収入が多過ぎると思われる場合におきましては、一定部分以上ものを関係の市町村に配分するという制度をとつております。第一固定資産税の収入を所在の市町村に独占させることがいかに悪いかということについて問題があるのであります。と言いますのは、産業の発展が漸次広域に亘つて行われるようになって参つております。半面行政単位は何十年来同じでございます。行政単位は産業の発展に伴なつて拡大されて参ります場合にはそれほど問題は起きないのであります。が、ここに行政単位と産業の発展のあり方との間にギャップが生じておるわけでありまして。従いまして又償却資産に対する固定資産税を当初から府県税

にすべきか、市町村税にすべきか、いろいろの議論があつたわけでございますが、只今申上げましたような巨大なものにつきましては関係市町村へ配分するといつた制度を講ずることによつて市町村税として納められるわけでございします。従つてあり余つておるといふような議論は我々としては穩当ではないのではないかと、いふに考えておるわけであります。又大きな部分につきましては府県に三十年代から移すことにいたしておりますが、移します額は、三十年代におきましては十九億七百万円、三十一年度におきましては二十三億七千六百万円といふふうに推定をいたしております。

第八には固定資産税の税率を将来に亘つてもつと引下げるべきではないか、といふ御意見でございします。私たちといたしましては固定資産税の負担がかなり重いと考えておりますので、今回或る程度の税率引下げの措置を行なつたわけであります。この考え方は将来に亘つても持ち續けて参りたいと考へております。問題は他に収入の増加が得られるか、或いは地方財政の全体の状況がどうかといふような問題とからんで参るわけでございしますが、將來に亘りましては御意見のような點は特に考へて参らなければならぬといふふうに思つておるわけであります。

第九に、むしろ簿価を時価に変えたほうがいいではないかと、こゝういふ趣旨の御意見でございします。私も実は償却資産に對する固定資産税に對する課税標準は簿価をとつたほうがよろしいと思つておるのであります。適正な時価とは何か、田につきましては収入還元價格を用いておりますし、家屋につ

きましては、大体再取得価格といえますか、そういうようなものを基準にして適正な時価を考えております。償却資産につきましては、現在のところ取得価格から減価償却額を差引いた差額を課税標準とするという方式で運用いたして参つて来ておるわけであります。ところが、所得価格は過去のものでありますと非常に低い簿価になつておるわけであります。減価償却の計算を用いまして簿価に則つて参りますと、どこの企業も再評価をしないということになつてしまふのであります。我が國の経済界の実体から考えます場合に、相当再評価をしてもらう、又資本の蓄積を図つてもらわなければならんと考えますにかかわらず、仮に再評価を基準にすれば、ほかの企業は再評価をしなくなつてしまひます。これでは我が國の経済実体から最も望まれるべきことが固定資産税の關係で抑制してしまふ働きを持つのであります。そのようなことから止むを得ず取得時期からその後の物価倍増を乗じまして、この物価倍増を乗じました額から減価償却額を差引いた額を固定資産税の課税標準とするというような方式を採用しております。幸い今回再評価強制制の措置がとられようとしておりますが、再評価強制の措置が完了いたしました場合には、償却資産に対する固定資産税の課税標準は簿価を用いるようにして行くべきではなからうかというふうなことを考えます。

○委員長(中川以良君) 続いてなおお尋ねを申上げたいのであります。今のお話で事業税につきます御説明に對しまして、私はなおこれは疑点があるのでございますが、事業税は償

きましては、大体再取得価格といえますか、そういうようなものを基準にして適正な時価を考えております。償却資産につきましては、現在のところ取得価格から減価償却額を差引いた差額を課税標準とするという方式で運用いたして参つて来ておるわけであります。ところが、所得価格は過去のものでありますと非常に低い簿価になつておるわけであります。減価償却の計算を用いまして簿価に則つて参りますと、どこの企業も再評価をしないということになつてしまふのであります。我が國の経済界の実体から考えます場合に、相当再評価をしてもらう、又資本の蓄積を図つてもらわなければならんと考えますにかかわらず、仮に再評価を基準にすれば、ほかの企業は再評価をしなくなつてしまひます。これでは我が國の経済実体から最も望まれるべきことが固定資産税の關係で抑制してしまふ働きを持つのであります。そのようなことから止むを得ず取得時期からその後の物価倍増を乗じまして、この物価倍増を乗じました額から減価償却額を差引いた額を固定資産税の課税標準とするというような方式を採用しております。幸い今回再評価強制制の措置がとられようとしておりますが、再評価強制の措置が完了いたしました場合には、償却資産に対する固定資産税の課税標準は簿価を用いるようにして行くべきではなからうかというふうなことを考えます。

○委員長(中川以良君) 続いてなおお尋ねを申上げたいのであります。今のお話で事業税につきます御説明に對しまして、私はなおこれは疑点があるのでございますが、事業税は償

却資産に対する固定資産税とは違ひ
して、これはもう納税すべきことは当
然でございます。併しながら外形標準
課税という特殊の方法によつて課税を
しておる、私はこれは問題があると思
います。この点はよく申上げるよう
でございますが、税制調査会の答申
におきまして、これはおかしいとい
うことがはつきり言われておるので
あります。これは特に他の産業と比
て見ますと際におきまして、一般企
業が取得に對しまして一二%の課税が
あるに對しまして、電気事業が地方鉄
道軌道或いは乗合自動車運送事業及び
今回新たに加えられた生命保険事業と
共に、収入に對する、即ち外形標準課
税となつておるのであります。これを
分析して見まするときに、この課税
を、取得課税によつて支払うべき税額
を外形標準課率に換算したものを見
ますと、全産業の平均はコンマ四
六八%になつております。然るに電
気はコンマ二六七%でございまして、
これを見ましても、新たに大きな私
は矛盾があると思つております。即
ち全産業が約〇・五%程度の課税であ
り、それと同じ制度をとるならば、電
気事業といふものはコンマの三%以内
の課税になつておるのが、実に一・

飽くまで要求をされるのか。將來にお
いては全産業並みに一つ収益課税方
式に改めるという御意向があるかどう
かという点を一つ御明確にお示しを願
いたいと思ひます。

それから最後に電気ガス税について
お伺いをしたいのであります。この
電気ガス税は戦時特別立法といはし
まして昭和十七年二月に公布をせられ
ておりまして、その目的は電気の使用
抑制にあつたようでございます。かよ
うな性格のものが、漫然と終戦後す
でに諸般の復興が進んでおります今日
までも施行せられております理由
は、法律及び条例によつて、電気又は
ガス会社に徴収及び納付を義務付けて
ありますというところは、私も納得
できないのでございます。毎月この税
金は確実に入金がありまして、電気会
社なりガス会社が徴収をいたします
ために、これがそのまま市町村とい
つては税金として入つて参ること
になるのであります。併しながら戦時
中に創設したこの戦時立法が、もうす
でに十年余を経た今日におきまして
は、先ず第一に非課税範囲の拡大によ
つて税としての公平の原則が保障し
がたくなつたといふべきでございま
す。

それから第二点には、他に類例のな
い必需品の消費課税でございまして、こ
れは今日とるべきではなからうと思ひ
ます。殊に只今の低物価政策と照らし
合せましても、これは大いに反省する
要があると思ひます。

第三点は、料金の地域差によつて税
額の負担に大きな差があることでござ
います。これは御承知のごとく、料
金の安い、或いは北陸、東北のほうは

この税金も安い、中国、九州、四國の
料金の高い所は売上高によりまするが
ために、この電気ガス税も高くなつて
参ることに相成るのであります。こ
れをどうにかするべきでございま
す。

それから第四点は、非課税範囲の拡
大によつて料金調定事務を複雑化し
まして、電力会社の合理化を妨げて
いるという点でございまして、今回も非
課税の範囲が拡大されたのであります
が、いづ／＼な産業においてだんだ
んと非課税のものが殖えて参つた、そ
のために料金を調定いたしました上にお
いてもこの調定事務が非常に複雑化し
て参るというところは争われない事実で
ございまして、かような欠陥がたくさん
現われているのであります。この電
気ガス税は一部の産業に對する軽減、
免税をすることにあらうして、全部こ
れは撤廃をして然るべしだと私は考え
るのでございまして、電源開発に伴いま
する原価の高騰に今日遭遇してござい
ますこの値上りを、本税の廃止によつ
て吸収し得る相当部分があると思つて
のであります。併しながらこれを一挙
に廃止をいたしますことは、地方財
政に對します影響も多からうと存じ
ますので、百分の十の税率を二回或
いは三回に分けて漸次廃止に持つて行
くといふことが今日極めて穩当なる考
え方じやないかと思ひます。これらに
對して如何に考へておられるか、
その点も承りたいのであります。

それから最後に私は結論として申上
げたいのであります。本日いろいろ
と質問を申上げておられますのは、
いわゆる税制の面からこれはお願いを
申上げておられますので、無論私も

は電気会社の企業の合理化に對しまし
てはより強い要求をいたしておるもの
でございまして、仮に今回の電気料金の
値上げの申請の一四・四%は原価にお
きまして約二百六十四億圓に當つてお
ります。この二百六十四億圓の値上げと
いいますのは二に對しまして、現行税率
による固定資産税は約七十四億圓、事
業税が約三十五億圓、合計百七億圓とな
つております。原価外ではございませ
うが、結局消費者負担となつてございま
する電気税は、現行法においては約百
八十三億圓を見込まれておられます。こ
れによつて現在提案をされておる改正
法案における軽減額をいたしまして、
電気税の非課税範囲の拡大による減少
額は約七億圓、固定資産税の減少額は不
確定要素が多くございしますので推定
は困難でございますが、大体十億圓乃至
二十億圓と存じます。及び事業税の減
少約三億圓を差引きますならば、地
方税の所要額は二百六十億圓乃至二百
七十億圓となります。これは偶然にも
料金値上げ要請額と一致をいたしてお
るのであります。仮にこの地方税が全
部撤廃をいたされたいといたしますな
らば、電気会社の合理化だけ電気料金
はこの際引下げとなるといふことに
私は相成ると思ひます。

こういふような点を考へて見ます
ときに、今日の低物価政策、並びに貿
易振興の政策に關連をいたしまして、
この地方税法の改正は、電力料金を通
じまして今後の産業の進展、並びに国
民経済の安定の上に大きな影響を私
は与えておると思ひますので、この法
案の審議に當りましては、飽くまで一
つ慎重に、只今御質問申上げました点

等につきましても政府側は十分なる御
考慮を煩わして頂きたいと存する次第
でございまして、

○政府委員(奥野誠亮君) 第一点は、
重ねて電気に対する事業税の外形課税
を廃止すべきだといふお説でございま
す。御承知のように事業に對する税の
課税標準を何に求めるかといふことに
つきましては、明治以来紬糸曲折を経
ておりまして、或る時には売上金を課
税標準にする、或いは従業者数を採用
する、或いは収益を課税標準にする、
いづ／＼な経過を経まして、更に二十
五年にはシャープ勧告が基礎になりま
して附加価値額を課税標準にすべしと
して現行法が制定されておるわけであ
ります。私たちは今回事業税の課税標
準を、所得又は収入金額に求めようと
しておるわけであります。所得に求め
ますことは非常によいからこの制度
にしておるといふことでなしに、全く
止むを得なくてそのまま従来方式を
踏襲しようとしておることを申上げて
おきたいのであります。事業に對する
負担の求め方を、殊に府県税になりま
した場合に、儲けていれば経費を負担
するが、損をしていれば経費を負担しな
いといふやうな形では、国のやうな大
きな団体になつて参りますと、仮に一
つの企業で損をしておりましても他の
企業で儲けがあるからそれで平均がと
れることになつて参るわけであります
けれども、府県のような小さい規模の
団体になつて参りますと、さういふこ
とがかなり困難でありますので、一層外
形的なものに課税標準を求めるという
考え方が出て参るわけでございまして、
殊に電気につきましては料金統制を行
われ、この料金というものは国の産業

【参議院】

七

第十一部 通商産業委員会會議録第二十二号 昭和二十九年三月二十三日

政策なり社会政策なりいろいろな角度からきめられるのだと思うのであります。殊にデフレ政策をとらうとした場合には料金の引上げが仮に国際物価から見まして低いという場合でも下げなければならぬという問題が起きて来ると思ひます。そうしました場合には電氣としては利益が上つて参ります。所得を課税標準にしてはいる以上は、国の料金政策のとり方如何によつて事業税はゼロにもなつたり大きくもなつたりするわけでありまして、国の料金政策の影響をいささかも受けてはならないのだということを申上げるわけにはありませんが、そういう関係が有りますだけに、一層電氣に對しては事業税の課税の仕方というものは所得に求めるということとは適當ではないのじやないかという考え方を持っておるわけなのであります。若しあえて所得に求めるとするならばそれだけのものを事業自身に価格差補給金を出す代りに当該地方団体に価格差補給金のものを出すということになるかも知れませんが、そういうようないろ／＼むずかしい問題がありまして、特に料金統制が行われ、而も独占形態をとつてゐるものにつきましては売上金額を課税標準にするほうがよろしいのではないかと、それだけのものは料金の中に織込んで頂いたほうがよろしいのではないかと、そういう考え方を政府としてはとつてゐるわけでありまして。

第二は電氣ガス税の問題につきましても、一つには公平を欠くのではないかという御意見もございまして、公平を欠くということは、物品税におきましても或る物については物品税を課したものに對しては課さない、物品税を課さない或る物の電氣の消費については電氣ガス税を課し、他の物にはほかの税を課さないということも必ずしも悪いわけではないのじやないか。同じ企業、同じ種類の対象に對して或いは課し、或いは課さないということになれば問題はあらうかと思ひます。同じ種類のものでもあれば同じ扱いにする以上は必ずしも不公平だとは言えないじやないかというふうに私は思つておられます。先ほどちよつと申上げましたように、むしろ私たちは工業用の電氣には課税をいたしたくないのであります。将来これはできる限り地方財政の安定とも待ちましてもつと府県税を減らしたいと思つておられます。そして消費税に純化して行きたい。大体家庭用の電氣になつて参りますと、所得の大きき、多寡に比例してそのままでいいじやないか、そういう意味におきましては電氣ガス税というものは消費税として悪いとは言ひ切れなかつた面が多分にあるのではないかと、いろいろな考え方を持っておるわけでありまして。ただ消費税として純化する程度がまだ不徹底でございまして。三、四余りのものには課税をしていないわけでありまして、もう少しこの範囲は將來は減らして行きますならば消費税として純化されて行くのではないかと、又消費税という見地に立ちますならば多少地域的に差がございまして、我慢して頂けるのではないかと、電氣の持つておられます立場というものが家庭用のものになつて参りますと、薪とか炭とかいふものに關連してやはりその地域地域において効用が違ふのではないかと思ひます。まゝ余り理窟にもなりません、消費税としてなら

我慢して頂けるのではないかと、考へ方を持つておるわけでありまして、従ひまして又將來廃止する考へがあるかどうかという御質問に對しましては、今日これを消費税に純化して継続して行きたい、かようにお答えをいたしたいのであります。

最後に電氣に對しまする地方税の負担が非常に重いということを御指摘になりました。私たちもかなり重い負担を持つて参つておるというふうに考へておられます。今回かなりいろ／＼な点につきましても改正を加えたわけですが、これだけでは全面的な解決になつていないのであります。將來に亘りましてもよく研究を重ねて行かなければならぬというふうに心得ておられます。ただ仮にこれらの地方税の負担を電氣から求めることをやめまして、場合によつて、一体それやそれに代る代り財源をどの税金に求めるか、或いは地方の歳入のどこを切るか、こういう問題にもなつて参るわけでありまして、これらの問題はやはり將來に亘りまして、なおよく研究して参りたいと思つておられます。

○委員長(中川以良君) 只今の御答弁に對しましては私はまだ十分得心が行かないのであります。いづれこれは自治庁長官の御出席を願ひましてその御説明を伺つた上で又お尋ねをいたしたいと思ひます。委員の諸君から一つ御質問をお願いいたします。

○豊田雅孝君 この電氣料引上げをこの際阻止しようというところはこれは國民の輿論になつておると思ひます。言うまでもなく、低物価政策をとつてゐる今日政府がこれを或る程度にせよ引上げるということは非常な問題になる

ので政府全体の問題だらうと思ふのであります。先ほど来伺つておりますと、どうも電氣料金の引上げの問題はまあ通産省関係、税金関係は自治庁その他関係だというやうなわけでありまして、一般の國民が税の問題からこの際電氣料金の引上げをできるだけ阻止しなければいけないという強い要望に對する気がまがらないやうな感じが私はするのであります。従つて只今委員長からは自治庁の長官を今度来てもらうというお話でございまして、その際にも、根本的な議論を圖わす必要があると思ふのでありますけれども、その前提をいたしまして一体通産当局のほうからは輿論に應へるべく電氣税の引下げについてどの程度の要望をせられたか、又それを受けて自治庁のほうではどれだけの苦勞をしたか、そういう点についてその経緯を先ず聞いておきたいと思ふのであります。それによつて政府当局間においての熱意のほどが窺われると思ふのであります。その如何によつては我々も又考へなければならぬと思ひますので……。

○政府委員(中島征帆君) 先ほど資料のときに申上げましたように、このA、B、CのうちのA案について先ず最初に私どものほうから大蔵省なり自治庁のほうにいろ／＼希望をいたしたわけでございます。その過程においてB案なりC案になつたわけでございますが、これにつきましては自治庁のほうとしても特に慎重に考慮して頂いておられます。ただ税務体系なり或いは税法の理論上いろ／＼な点で問題がございまして、なか／＼我々の希望通り参らなかつた点がございまして、特に電氣だけということにつきましては

そういうつたやうな点で問題もございまして、それを表面に出さないでできるだけ税法上で考へられる限りということでも十分考へて頂いたことは我々も認めざるを得ないわけでございます。

○豊田雅孝君 通産当局のほうから出された案というのは、A案、B案、C案、いづれも出されたのか、或いはひとつと端的に言つて自治庁のほうに出された書類の安しをこの委員会に配つてもらふように……。

○政府委員(中島征帆君) 正式の書類で出したわけではなくて、これはやはりA案、B案といったやうな考へ方を申述べておつたわけでございます。

○豊田雅孝君 書類による折衝はなかつたわけですか。

○政府委員(中島征帆君) 書類による公式な交渉はいたしておりません。

○豊田雅孝君 交渉方法について我々どうこうというのではないが、それほど真剣な問題になつてゐるとき、やはり通産当局としてもこの程度の要求は最後の線だという決意を示すために書類など出しておつていいのじやないかと思ふが、まあそれは別といたしまして、通産当局からの要望を受けられて自治庁はどの程度、先ほども言うやうに非常に苦心慘怛をされたか、どうも余り苦心慘怛をされた跡がこの程度の話では出ておらんやうに思ふのであります。

○政府委員(奥野誠亮君) あとでいろいろ申上げましたことから苦心慘怛をしていないというやうな御感じをお受けになつたやうであります。誠に遺憾に存じております。非常に苦心をしたつもりであります。殊に従来の地方税法から見ても頂きますと電氣につきま

治庁長官の出席を求めまして御質疑を願う、こういうことで如何でございますようか。

○豊田雅孝君 自治庁長官が出てもらうときには通産大臣も出てもらいたいと思うのですが、実はこういう問題について事務当局だけの折衝に委ねておられるのか、今までの段階が……、通産大臣が自治庁長官と折衝したことがあるのかどうか、その点はどうですか。

○政府委員(中島征帆君) これは通産大臣が直接自治庁長官にお話になつて、大体こういう案になつたのであります。

○豊田雅孝君 そういう経過は通産大臣からもよく聞き、両大臣にやはり出席してもらうほうがいいと思います。

○委員長(中川以良君) 地方行政委員会にですね。

○高橋権吉 委員長が取りまとめていろいろ、非常によく御研究なすつて代表して質問して頂けるといふことは非常に私は能率的であつて、結構だと思ひます。ただこういうことに私素人でありまして、念のために聞きおきたいとおきたいのであります。委員長の御質問の中に相当意見に亘るのがあるのでございしますが、その意見は委員会の意見としての御質問でありまして、それとも委員長個人の意見として……。

○委員長(中川以良君) 委員長個人でございします。

○高橋権吉 それからもう一点、只今の御議論の点であります。私自身の個人的な見解といたしましては、税について最近余りに多くの経済政策が盛り込まれ過ぎるという感じを持つておるのであります。御承知の通り経済政策は補助金によるか、税の減免によるか、又は金融によるか、三つの方法があると思うのでありますが、補助金による場合には、国会の非常

な嚴重な審査を経ておりますので、これは完全に監督ができるのであります。ところが税の減免による場合においては、その効果の判定は非常に困難であります。従つて国民がこれに対して監視をするといふことは、非常にルーズになり困難になるという傾向を持つのであります。私は税自体としてはできるだけ止むを得ざる場合を除いては、やはり公平の原則に基いて税をとる、従つて官吏は國家から俸給を受ける、それに対して國税を払うのはおかしいといふような議論はどなたも恐らく唱えられぬと同じように、税についてはそういうふうなことについてはおのずから限界がある。そういうふうなことを考へるのであります。特に現在の場合においては、国会の運営といたしましては、税法が今月中に通らなければ非常に困るという段階にありはしないかと考へるのであります。そういうふうな非常な忙しさに際して連合審査を申込まれて、そうしてそういうふうな議案の審査の進行が遅れるといふふうな結果を来たすといふことについては、相当考慮を要する点がありやしないかといふふうに考へるのであります。その点についての委員長の御意見を伺いたいと思ひます。

○委員長(中川以良君) 高橋君のお申出は誠に御尤もだと思つて、私もその点は十分考慮いたします。殊に私はこの政府原案を書いた与党の立場にござりまするが、その点は慎重に考へております。併しこの地方税法を見ましても、改められる点は私は全然ないとは考へられないのでありまして、又そういう主張も一応すべきものはして、今回は改めなくても次の機会に又

改められるといふこともあると存じますので、こういうようなことを検討いたします。地方行政委員会では到底できないし、そこまで御指摘をされるかたは少なからうと存じますので、通産委員会としての使命からいたしまして、この点は殊に今電気料金の問題が大きく掲げられております際に、やはり抑下げて検討して、一応考慮すべきものは考慮し、質すべきものは質すといふことが当委員会としての立場から申しまして、当然じやないかと思つて私は御質問を申上げたのであります。

○三輪貞治君 一、二点お伺ひしたいと思ひますが、只今自治庁側から電気料金と関係のある地方税法の改正の部分について御説明を伺ひましたが、この地方税法の改正は現在のデフレ予算の遂行のための、或いは物価の引下げへの一時的な一つの、言葉は悪いのですが、思ひつきの改正の意図であるのか、それとも近き将来において地方税全体について抜本的な改訂を加へられるその第一歩としての改正であるのか、その点を先ずお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) 現行地方税制につきましてはいろいろ議論があつたわけではございますが、今回の極めて大規模な改正によりまして、将来地方税制を一応安定するといふふうな考え方を持つておるのであります。ただその中にも特に物価引下げの大方針に即応したようなものが、例えば今議論になつております二十九年度だけ固定資産税を電気について六分の一にするといふようなものも入つて来るわけ

○三輪貞治君 それから特に電気に関係する固定資産税、法人税、事業税等に相当大きく期待をしてゐる地方財政によりまして、かなりな影響を与えると思うのであります。その代替の財源等はどういうふうにお考へになつていますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 或るものについては減税いたしますと共に、他のものにつきましてはたばこ消費税の創設等によりまして、國から財源の補填を求めております。

○三輪貞治君 これは非常に小さいことですが、電気ガス税について、特にガスの場合にこういうことがあるわけですが、天然ガスを採取してある業者が、その所在をしてゐる地方の団体に對して賦課税を納めておる。一方では又その地方団体は電気ガス税を取つておる。これは二重課税ではないかという疑問があるわけですが。我々の考へから言へば、その賦課税の分だけは差引いて電気ガス税を徴収すべきではないかという意見であるわけですが。その点は如何ですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 具体的問題を詳しく調べませんと簡単に答へることが当を得ないのかも知れませんが、賦課税のほうには賦物の額に課税をいたします。電気ガス税のほうはガスの消費者に課税をいたします。従いまして例へば電気の事業者に對しまして外形課税の事業税を徴収し、消費者に對しまして電気ガス税を課するのと変らないのではないかと……

○委員長(中川以良君) それではお諮りいたしますが、只今高橋君の御意見もございしましたが、成るだけ早い機会

に一つ連合委員会を申入れ、その際には電気料金に關する地方税制のみならず、中小企業その他に對しましても御質疑を願ふことにいたしまして、自治庁長官並びに通産大臣には是非御出席を願うということで、委員長は取計らいます。それで御異議ございせんでしょうか。

○委員長(中川以良君) それではさういふことにいたします。

○大谷實雄君 この頃電気料金値上げの問題で各地で公聴会が開かれておるわけですが、それは資料を頂けますか。

○政府委員(中島征帆君) 聴聞の最終日が十八日でございます。昨日今日その結果をまとめておりますので、でき上りましたら配付してよろしくございします。

○大谷實雄君 どうぞお願いいたします。

○委員長(中川以良君) それでは午前中の審議はこの程度にいたしておきたいと思ひますが、御異議ございせんか。

○委員長(中川以良君) 午後一時半まで休憩いたします。

午後零時三十八分休憩

午後一時五十七分開会

○委員長(中川以良君) それでは只今より休憩前に引続き再開いたします。最初に商品取引所法の一部を改正する法律案を議題といたします。前回に引続き御質疑をお願いいたします。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中川以良君) 速記を始め

○加藤正人君 簡単なことですが、信託金と取引の量とか金額の関係はどういうことになっていきますか。

○政府委員(記内角一君) 信託金は取引の高にかかわらず同じでございまして、但し証金等がだん／＼嵩んで参るといふことになっております。

○加藤正人君 それじゃ証金はどういう関係……

○政府委員(記内角一君) 証金は取引高の何%ということで納めることになつております。

○加藤正人君 そうなつておるのでしよう。そうなければならぬと思つて。

○豊田雅孝君 今度の改正について一時官憲統制の強化だといふようなことで業界にも反対があつたように仄聞するのですが、当時の実情はその後解消したのか、そういう点について先ずお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(記内角一君) この案ができました当時、取引所のはうに連絡してその意見を照会したしたのでございしますが、その際に設立の許可制、それから定款、業務規程の認可制につきまして、これは従来設立については自由で、ただ主務大臣に登録を受ければそれで自動的に成立するといふ、いわゆる自主的な設立の問題に許可がからんで参るので、これによつていわゆる自由経済を統制して行こうといふ現われではないかといふような危惧を持たれた向きが一部にあつたことは事実でございします。併しながらこれはいわゆる個々の取引の内容についてどういふ問題ではございせん、一つの組織体を設けることについての許可の問題

でございまして、而もこれは前例のないことではございせん、同じ性格を持つております証券取引所につきましても、従来は自由登録制のこれと同じ制度であつたのでございしますが、去年の春の議会におきましてこれが設立認可許可制といふことに改められまして、自然定款その他につきましても認可制といふことが実施になつてゐる次第でございします。従いまして我々はそういう取引所自体の設立については許可に相成りますが、或いは又業務の特に重要な面については業務規程の変更の認可といふことによつて監督或いは取引所相互間の調整を図つて参りたいといふふうな考へておりますが、その内部におきまして取引自体については毛頭手を触れる考へを持つていない。いわゆるこれを契機にいたしまして、本来自由であるべきいろ／＼な経済諸般の問題を規制して行こうといふふうな考へ方は毛頭持つていないのであります。その後だん／＼話し合ひをいたしました結果、取引所側におきましても十分我々の意の存するところを了承いたしましたして、今日におきましては全取引所挙つて反対はない。むしろ積極的に改正をしてもらいたいといふふうな意見に相成つてゐるような次第でございします。

○豊田雅孝君 商品取引所については過当投機だと言われるような問題が過去においてはあつたのですが、当時又それが問題に相成つたわけでありまして、これを今回の改正法案の上において調節するためにどういふ条項などが入つてゐるのか、要するに過当投機調節についての今度の改正に伴う立法方針

針、態度、そういうようなものについて伺ひたい。

○加藤正人君 関連して……。これはこういう機関が勝手にほう／＼に濫立されたりする弊を矯めるために登録制が許可制になるというこれも本法改正の狙ひの一つだと思ふのですが、同時に或る業者がむやみに商品を買ひあさつたり売りまくつたりするために市場が非常に激騰暴落するといふようなことが、本来の取引所の所期する目的に反するよな現象が起ることがたま／＼あるために、例えばは綿糸のごときは、メーカーとしてはずで適正の値段で売約済であるのに市場相場は過当投機のために一割九分もするやうな結果となり、あたかもメーカーが暴利を得てゐるやうな誤解まで受けるやうな現象がある、こういう点を抑えるのもこの改正の目的だと思ふのですが、その濫立を防止するためにも登録制を許可制にするという改正、それからこの投機のやうなことを抑えるという狙ひ、どつちに重点が今度は置かれて改正が行われるやうになつたのですか、その点……

○政府委員(記内角一君) 関連いたしておりますので一括して御説明申し上げますが、我々の狙ひをいたしましては一面におきまして濫立を防止するといふことを狙ひますと同時に、今御指摘のありましたやうな過当投機というやうな面のないやうにといふことで両方を狙つてゐるわけでございます。現行法におきましてもいわゆる濫立といふ面は、同じ地域において不当な競争になるやうな取引所はこれの登録を拒否できるというところによつて、事実上同じ地域に二つ同じ品目についての商品取引所ができることは防止されてお

ますが、例えば生産高、取引高等の少いやうな商品、或いは狭いマーケットといふやうな経済地域の範囲内におきましては、むしろそういう地域に取引所ができませんというところ却つて買占め荒あびせといふやうな弊害も出て参るのであります。その辺の規定が十分に整備されておきませんので、こういうことによつて濫立と申しますか、濫立を兼ね過当取引を生ずる虞のあるやうな取引所の設立を、むしろ抑えて参りたいといふのが第一の狙ひになつてゐるわけでございます。

それからもう一つは過当取引の防止の点でございしますが、これにつきましては従来設立の際におきましては定款、業務規程等をよく検討いたしまして、できる限りこれを妥當な方向に直すやうに、行政指導によつてそういう指導をいたしながら、設立の登録をいたしておるわけでございます。一旦登録を受けましたあとの定款変更或いは業務規程の変更といふやうなものにつきましては、全部これは自由に相成つてゐるわけでありまして、従いまして過当取引の虞がある、或いは現実にそういう事態に至つたといふやうな場合におきましても、なか／＼これを取締つて参るといふやうなことがむづかしいのであります。勿論非常に事態が悪化したしつすれば、変更命令といふことはできるものでありますけれども、変更命令は事が起つたあとの善後措置になるやうな結果になりがちでございします。そこで、事前にこれを防止するといふことが必要なのかと思つてわけでありまして、そこで今回におきましては、定款並びに業務規程の変更につきましても、勿論設立の際にはそういう点を十分検討いたしましたして設立の許可をいたします。それから設立の終りましたあとにおきましても、定款、業務規程の変更といふ際に十分監督をいたして参りたいといふふうな考へておる次第でございします。現に例へば第十条にございします定款記載事項の中におきましては「一 会員信託金、仲買保証金及び売買証金に關する事項」といふやうなものをほゞきりと規定いたしました。これの変更その他は認可を受け、受けさせるということにいたしておるわけでありまして、従いまして会員或いは仲買人或いは一般の取引者が、仲買人を通じて過当の売買を行おうといふやうな場合におきましては、売買証金を引上げるといふやうなことで、現金取引と同じやうな立場に追込みまして過当な買占め或いは荒あびせといふやうなことのないうに処置したいといふやうに考へてゐる次第であります。

○豊田雅孝君 株式取引所と商品取引所との過当投機抑制策について違つところがありますか。

○政府委員(記内角一君) 大体性格が似通つておりますので、方法といたしましては大体似たやうな方法をとつてゐる次第でございします。ただ株式取引所におきましては、いわゆる現物取引に相成つておりますが、こちらにおきましては長期の生産取引といふやうになつておりますが、その辺を考慮いたしまして具体的に措置が講ぜられてゐるといふことでございします。それから、実際の基本的な扱い方、考へ方、取締の方法といふやうな点につきましては、大体似たやうな扱いをいたしてゐるつもりでございします。

○委員長(中川以良君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中川以良君) 速記を始めよう。

○委員(中川以良君) 速記を始めてはどうか。

○委員(中川以良君) 許可基準に關連して少しお尋ねいたします。

第一は、第十五条の第一項第一号の「会員又は商品仲買人の数の最高限度」、これをどの程度想定せられておるか、これが第一、第二は、第二号の「当該取引所を設立することが必要且つ適當である」という具体的な基準はどういうふうにか考えられるか、それから第三点は、同じく第三号の「この法律の規定に適合するように組織されるものであること」というのがありまして、これは具体的に言つてどういふことを要するのか、この点をお伺いしたい。

○政府委員(記内角一君) 御承知の通りに取引所というものは或る程度の人数が集まつてお互いに売買の取引をいたすのでなければ、極く少数の者が集まつてやるのでは原則として成立たないといふことに相成るわけでございまして、従いまして、会員の限度をいたしましては、たしか十名よりも少なくなつた場合には當然解散しなければならぬといふふうな規定もあるような次第でございまして、従いまして最低は十名といふことに相成つております。それ以上であれば枚の制限はない。ただ資格等におきましては、或る程度の資産が必要になつて来る、又売買取引につきましての必要な電話施設、店舗その他當然所有すべき設備を持つといふふ

うなことが仲買人としての資格といふふうなことに相成つておる次第でございまして。

それから「取引所を設立することが必要且つ適當」という具体的な限度でございまして、この初めのほうにありまうように、「当該取引所の設立される地方における当該市場商品の取引の状況、当該商品を上場商品とする取引所の分布の状況その他当該商品に係る経済の状況に照らし」といふことになつておりました、大体この現行と同じように、考へ方といたしましては特別に變つたことはないわけでございますが、設立される地方におきましては、いわゆる取引高が相當な金額に上つておつて、個々の業者が買占め或いは数人の者が談合いたしまして買占めをいたしますとか、売却しをするとかいふふうなことができないような相當の金額があることが必要であらうと考へるのであります。又大体経済地域といふものがおのづから限定されておりますが、その中でほかの取引所がありまして、それと競合關係に立つ、同じ経済地域の中で既存の取引所と競合關係に立つといふふうなことのないようになつていふふうなことも考へたしておるわけでございます。結局この辺を勘案いたしまして決定いたしますので、それぞれの取扱の商品、又それらの生産高、又取引の数量、金額といふふうなものを勘案いたして決定するといふふうな考へておるわけでありまして。

○委員(中川以良君) 許可基準の内規といふようなものはできてゐるんですか。

○政府委員(記内角一君) 特別に内規といふほどのものはできておりません。と申しますのは、御承知の通り取引

引所法は設けられましてから三年に相成りますが、全国で通産省關係、農林省關係合せまして二十の取引所しかできておりません。これは過去におきまして、戦前からの古い歴史を持つておつた場所と商品についてできておるのが大部分でございまして、新しい土地に新しい商品でできておるのは、今のところ非常に少いという状況でございまして、従いまして、今まで認可いたしました、過去にありましたが、これを大体復活するやうな場合におきましては、よほど経済事情の變遷が著しい場合におきましては考慮いたさなければならぬが、それ以外におきましては、大体これを認可して参つたやうな次第でございまして、そういうことと、今度新しい地帯に認可申請が出て参ります場合には、過去におけるそういう例と脱み合せましてこれを決定して参るといふのが實際問題として適當ではないかといふことで、特別な免許基準は設けておらないのでございまして、で、新しい品目について然らば、そういう何ができるかといふことにつきましては、やはり過去の経験を見合せましてその問題を、殊に今申上げたやうな取引が、不当取引になる虞れがないかどうか、或いは扱う商品がいわゆる銘柄取引等におきまして一定の規格がきめられるやうな性格のものであるかどうかといふやうなことを考へておるかと、自主的な取引ができていふやうな場合におきましては、これは認可するといふやうな態度でこれを扱つて参つておる次第でございまして。

○委員(中川以良君) 業務規程の変更のことなんです、第二十条の二の第一項の、政令で定める事項といふのはどう

いうものを考へておられるか。それから次に、これは会員の資産であります、これが政令で定められることになつておきますけれども、どの程度に定められるか。それから会員の信託金に關連いたしまして、特別法によつて法人の発行する債券という規定があります、これはどういふものを認めるおつもりか。なおそのあとのほうの、政令で定める有価証券といふのは、どの範圍、それから同条第四項の政令で定める算出価格といふのは、どういふ行き方をせられるのか、これらについて伺いたい。

○政府委員(記内角一君) 第一点の業務規程の中で、政令に指定する事項でございまして、いろいろあるわけでございますが、差当つては売買取引の種類の変更、例えば銘柄取引か、清算取引であるか、或いは格付清算取引であるかといふやうな点、第二は売買取引期限の変更、例えば六カ月前のものまで売買ができるというのが普通になつておりますが、これを三カ月に短縮する、或いは五カ月に變更するといふやうな場合の規定。それから受渡場所を變更する、設置する地域を變更する。大体取引所の設けられております市町村の区域を原則といたしてあります、これを更に擴大する、或いは縮小する、といふやうな場合におきましては、これを認可事項にいたしたいといふやうに考へておる次第でございまして。

次に資産の限度でございまして、商品取引所法の施行令、政令の第三条におきまして、現在例えは綿糸につきましては百万円、人絹につきましては八十五万円といふふうに規定いたしておる次第でございまして、それから有価証

券の問題、政令で指定しようといふものにつきましては、現在は株式取引所に上場されておる社債券といふことになつております、上場会社の、それは勿論結構であります、更に上場されておる会社の、株式会社の発行する社債券、それから銀行法に基きまして設立された銀行の発行してある社債券、それから日本銀行法というやうな特別の法律によつて設立された法人の発行いたしております出資証券、この三つを政令で指定するといふ予定になつております。御承知の通り銀行法に基き銀行の株式は現在では相當なものは上場されておりますけれども、地方銀行等におきましてはまだ上場されておらないといふものもございまして、併し大体確實安全な株券でありますので、これらを指定して、而もその地方におきまして相當流通性のあるものでもありましてこれを指定したいといふやうに考へておる次第でございまして。

評価につきましては同じく政令、商品取引所施行令の第四条におきまして、社債券又は株券については時価の七割以下といふふうに規定いたしております。従いまして大体今指定した上場されておる株式会社は勿論のこと、今政令で指定するやうなものも大体適正な評価が行われておるといふやうに考へられますので、それを基準にいたしましてその七割といふことをベースにいたしたいといふやうに考へておる次第でございまして。

もう一つは何ですか。

○委員(中川以良君) 三十八条四項の政令で定める算出価格。

○政府委員(記内角一君) それは今申上げた七割。

○豊田雅孝君　そうですか。それから金融債を認める理由は。

○政府委員(記内角一君)　この金融債はいわゆる経済的には金融債でございしますが、社債になつておりますのでこれは認めることになつております。今度特別の法律により法人の発行する債券ということ金融債を指定するといふことになつております。

○委員長(中川以良君)　ほかに御質問ございせんか。それでは本案に對しまする質疑は本日は一応この程度にいたしたいと思ひますが、御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(中川以良君)　それでは質疑はこれくらいにして、それからちよつと皆様に御話申上げますが、実は只今厚生委員会に清掃法案が提案されております。これはいわゆる都市町村等に対する清掃を中心とした法律案でございます。これは、この法律案がございますときに、厚生省と通産省とがいろいろ協議をいたしまして、当初この法案に罰則をつけることに原案はなつておつたのでございしますが、通産省側は企業立場からいたしまして、罰則がつくならばいよいよこれに対する異議の申立をいたし得るわけの救済規定をつけるように主張をいたしておつたのであります。ところがこれが法制局におきまして仲裁されまして、両方とも罰則も救済規定もつけないで、原案となつて衆議院に提出されました。衆議院におきまして修正をされました。別則規定だけが実はついて参つたのであります。只今参議院の厚生委員会にて審議をいたしておりますが、このままでも通しまする際

には各企業者としたしましては何ら異議の申立もいたし得ず、罰則に抵触する三万円以下の罰金を科されることになつておりますので、これをやはり罰則がついたならば救済規定をも一つつけてもらふように修正をすることが産業の立場から言つても好ましいことであるといふようなことが考えられるのでございまして、この点につきまして厚生委員会のほうに皆様の御承認を得られましてならば申入をいたしたいと考えております。従ひまして一応この法案の極めて概略、それから経緯等につきまして担当しておられるところの企業局長の説明を先ず聴取をいたします。

○政府委員(記内角一君)　只今委員長からお話のありました清掃法案は本国会に政府提案をいたしまして提案いたしました。衆議院の厚生委員会に付議一部修正の上可決になつております。その内容を申上げますと法律の目的は「汚物を衛生的に処理し、生活環境を清潔にすることにより、公衆衛生の向上を図ることを目的とする。」といふことになつております。そのために市町村は常に清掃思想の普及を図り、又清掃事業を能率的に運営し、施設の整備、職員の資質の向上を図らなければならぬ。都道府県は市町村に對して今言つたようなことで技術的な援助をしなければならぬし、又国は市町村及び都道府県に對して必要な技術的援助、財政的援助をしなければならぬといふふうになつております。この目的で、この内容で汚物を申しますのは、ごみ、燃えがら、汚でい、ふん尿及び犬、ねこ、ねずみ等の死体、こういうものの清掃をするといふことにな

るのが本来の目的であります。この中で特別清掃地域といふのがございまして、これが特別区、例えば東京都の何区といふやうな特別区、及び市の区域を大体原則として指定いたしてあります。ただ季節的には、例えば季節的な観光地、キャンプ場、スキー場、海水浴場等の季節的に多数の人間が集まる場合には季節的の清掃地域としてこれの清掃をやらなければならぬといふことになつております。この場合におきましては、例えばごみ、燃えがら、汚でい、ふん尿等を肥料に使用する場合にもいろいろ制限が設けられておる、又汚物を捨てたり、流したりといふふうなこともできるだけ一定の方式以外にやつてはならないといふふうな制限が設けられておるわけでありまして、問題になりましたのは第七条におきまして特殊の汚物の処理をいたしまして、原案におきましては「市町村長は、特別清掃地域内の工場、事業場等で清掃作業を困難にし、又は清掃施設を損壊し、又は汚物を生ずるものの経営者に対し、当該汚物について必要な処理を施し、又は衛生的な方法で当該汚物を市町村長の指定する場所に運搬し、若しくは処分すべきことを命ずることができ、これに従わなかつた場合には、罰則を規定する」といふ規定がございまして、即ち市町村長は工場、事業場等で例えばごみ、燃えがら、汚でい、燃えがらといふふうなものを出し、そのために清掃事業が困難になり、或いは清掃施設を損壊し、又は処分する場合には、これを必要の処理をし、或いは外へ運搬し、或いは処分するといふことを命令することができるといふふうになつておつたわけ

でございます。で最初原案の際におきまして、原案の原案でございしますが、法制局で審議する以前におきましては、この命令に違反した場合には罰則を適用し、といふことになつておりました。が、我々といひましたのは、先ほど委員長からお話のありましたように、いきなり罰則をつけるのは面白くない、従つて罰則をやめてもらふが。これは規定は置いて当該市町村長がいろいろ処分命令をすることはできますから、これをよくやらなかつた場合にはいよいよ行政代執行で以てこれを強制することもできますので、罰則の適用は要らないじゃないか、若し罰則の適用をする場合におきましては、異議の申立をする余地を残してもいいといふふうな申入をいたしまして、その結果、内閣法制局におきましては、これを罰則の適用をやめまして、従つて又異議の申立の規定を削除する、あとは代執行で命令して命令に従わなかつた場合には市町村長が代執行して自分で措置する、行政代執行の場合におきましては、関係の者はこれに對して異議の申立をすることができるといふことになつておりましたので、全体として平仄が合つて参るということで原案から罰則も排除いたしまして、同時に今申上げた救済規定を、これを削除するといふことで政府原案がまとまりまして、提案になつた次第であります。その後衆議院の委員会におきまして、厚生委員会におきましていろいろ慎重に小委員会まで設けて御審議になりました結果、今申上げた規定は第七條が、表題が「特殊の汚物の処理」とありましたのを多量の汚物の処理」といふらに改正し、更に本条文自体を「市町村

長は、厚生省令の定めるところにより、特別清掃地域において業務上その他の事由により多量の汚物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、衛生的な方法で当該汚物を市町村長の指定する場所に運搬し、又は処分すべきことを命ずることができる。」政府原案におきましては「特別清掃地域内の工場、事業場等」といふふうになつておりますが、衆議院で修正になりました場合には、これを一般的にいたしまして「業務上その他の事由により多量の汚物を生ずる土地又は建物の占有者」といふふうな規定にされた修正に相成つておりますが、内容におきましては、大体似たやうなものであるかと思ひますが、ただそれに対して、いきなり第七條に命令に違反した者は三万円以上の罰金に処するといふ規定が挿入されまして、従ひまして、最初我々が厚生省或いは法制局と一緒にいつて検討いたしました結果、若し罰則を置くならば、救済規定が必要じゃないかといふことに對しまして、救済規定なしのいきなり罰則といふことになりましたので、まあ大部分は解決すること存じますが、若し何かその辺にいろいろな事情が生じます場合には、救済する余地もないことになつたわけでありまして、従ひまして法律の体系から申しましても、この辺に何らかの規定を、更に救済規定を挿入することが必要じゃないかといふふうな氣もいたす次第でございまして、以上簡単でございしますが、御説明申上げます。

○委員長(中川以良君)　只今の説明になりました通りでございしますが、これは一応厚生委員会のほうに当委員会

○委員長(中川以良君)　只今の説明になりました通りでございしますが、これは一応厚生委員会のほうに当委員会

○委員長(中川以良君)　只今の説明になりました通りでございしますが、これは一応厚生委員会のほうに当委員会

の意向として今のようなことを申入れ
たほうがよいように思ふのでございま
すが、如何でございましょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) 御異議ござい
ませんでか。それでは大体趣旨とい
まして、この意味のことを申
したかどうかと思ふのでございま
すが、法案の趣旨には賛成するけれど
も、罰則を入れるならば関係者に異議
の申立を許すよう修正するのが適当で
あるというふうな意味で以て然るべく
文案は練りまして、委員長から厚生委
員長に申入をいたしたいと存じます
が、その文案等につきましては今の趣
旨に従つて一つ委員長にお任せ願えま
せんでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) それではさよ
うに取計らうことに決定いたしまし
た。

○委員長(中川以良君) それでは米國
の可燃性織物の禁止法につきまして調
査をいたします。米國の可燃性織物の禁
止政策に関する問題でございするが、
この法律が米國におきまして、来る七
月一日から施行されることと相成つた
のであります。そしてこれが施行され
ると、我が國から或る種の織物は輸出
が不可能になる虞れがございする。現在
輸出振興について努力をいたしておりま
する我が國といたしましては、たとえ
少額のものでも今までの販路がとぎさ
れますことは、誠に遺憾に堪えないこ
とでございする。本問題に関する経緯並
びに対策につきまして、政府において
も十分に検討を加えておられると存じ
ますが、本日はこれに対して石原委

員より質疑の申出がございするので、
先ず石原委員の御発言をお願いいたし
ます。

○石原幹市郎君 最初に外務当局から
どなたが見えておりますか、政務次官
か経済局長をお願いいたしたいと思ひ
ます。

○委員長(中川以良君) 外務政務次官
は先ほど来たのでございするが、衆
議院の委員会のほうに呼ばれておりま
して、もう十五分くらいしたらこちら
へ参るそうでございする。只今外務省
からは同時に西山経済局長を帯同して
小龍政務次官が参ると存じます。じ
や、どうしますか、待ちますか、外務
省から参りますまで一応通産省から話
を聞きますか。

○石原幹市郎君 これは通産省という
よりもむしろ外務省のほうへ質すべ
きことのほうが却つて多いかと思ひ
のであります。次官でも局長でも誰
でもいと思ひますが、誰もいなくて
質問を始めて行つてもどうかと思ひま
すので、十分や十五分くらいなら待っ
ても……。

○委員長(中川以良君) ちよつと速記
をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中川以良君) 速記を始め
て。

○石原幹市郎君 只今委員長からお話
のありましたように、米國政府は去年
の六月三十日付を以ちまして、災害予
防の目的のために可燃性織物禁止法と
いうものを制定いたしました。而も一
カ年間の猶予期間を以ていよくこの
七月一日から実施されようとしておる
のであります。聞くところによります
るといふと、更に詳細な施行細則を極

く近く作るという話まで今なつておる
のであります。ところが一方この問題
を承知しましたのは、福島県にもこれに
関する業界が相当あるのであります。
が、去る二月の下旬に初めてこの海外
情報としてアメリカにこういう可燃性
織物輸入禁止法が昨年できたのだとい
うことを知つて、これは影響するところ
が非常に大きいというわけで、愕然
としていろいろその方策を考え出した
という状態なんでありするが、一体
政府はこのアメリカの可燃性織物輸入
禁止法というものができたということ
をいつ知つたのであるかということ
を、外務当局と通産当局両方から先ず伺
いたいと思ひます。

○委員長(中川以良君) 石原委員にち
よつと申上げますが、今の御質問にお
答へする前に、政府側としては、まだ
皆さんが御承知ないかたもあるかと存
じますので、概要を、つまり従来の
経緯と申しますか、アメリカでできた
その概要について一応御説明を申上げ
てから御答弁を申上げたいと言つてお
ります。が、よろしくございしますか。

○豊田雅孝君 特に今の説明をせられ
るときに、何故にこのような法律を出
さなければならなかつたかという実
例を引用して説明してもらいたいと思
ひます。

○政府委員(古地信三君) 只今委員長
並びに石原委員からも御指摘がありま
したように、この問題は我が國の輸出
産業にとりまして誠に重大なる問題の
一つであらうと思ひのであります。そ
れでここに概略の経緯につきまして最
初に御説明を申上げたいと存じます。
いわゆる米國におきまして可燃性織
物法と申しますのは、昨年の六月三十

日、丁度アメリカの第八十三議會にお
きまして成立した法律第八十八
号のことを申しておるのであります。
て、一定の可燃性織物及び衣料の米國
内における製造販売又は米國內への輸
入を含む一切の取引を禁止するといふ
ことを目的としたものであります。
この禁止に該当する一定の可燃性
織物とはどういふものをいふかと云え
ば、具体的に申上げますと、幅二イ
ンチ、長さ六インチ大の生地につきま
して引火テストを行なつてその大き
さのものを四秒未満の速度で全部熔け
播し尽すような場合、かような生地を
以て作られた衣料及び衣料用織物はこ
れが禁止の対象品目となるわけであり
ます。但し除外例がありまして、一定
の帽子でありますとか、或いは手袋、
靴下、糸、芯地などは衣料でないとい
う理由によりまして除外されておるの
であります。これが問題になつており
ます。可燃性織物法の概略でございま
すが、この結果、我が國の輸出にどう
いうような影響を及ぼすかという問題
について簡単に概略を申上げますと、
若しこれが七月一日より伝えられるよ
うに施行されるといたしますならば、
我が國の対米輸出に及ぼす影響は
誠に大きいのであります。特に薄手の
絹織物及び絹スカーフ、ハンカチーフ
の類は相当大きい打撃を受けることと
なるのであります。具体的な品目につ
いて非公式なテストの結果によります
と、対米絹織物輸出総額の約五〇%
余り、金額にいたしまして三百四十万
ドル余り、それからスカーフ、ハンカ
チーフ類の対米輸出総額の約六〇%、
五百万ドル程度が禁止の対象となる危
険性があるのであります。殊にこの禁

止品目に該当しそうな軽目物のみの生
産に當つておられます福島県川俣地
方の業界にとりましては殆んどその生
産品は対米輸出向けであり、又これを
簡単に他の市場に転換するといふこと
も容易ではないと考えられますので、
その意味から申しましても相当な大
きい打撃を受けられることであらうと
憂慮いたしておるのであります。この
他スカーフ、ハンカチーフ用の加工業
者或いは輸出業者もこれに伴ひまして
相当な損失を受けられることと考える
わけでありする。そこでこれが対策と
いたしましては、今一応我々が考へて
おりますことは、先ず第一には今申
上げましたスカーフ、ハンカチーフの
類はいわゆる衣料ではないという建前
からその全面的な適用除外を主張して
これを取入れてもらうよう外交的な
交渉を続けるということ。

第二には各種の衣料及び織物につ
きまして所定の公式的なテストを行
ひまして該当する範囲をはつきりと明
確にするために努力をいたすといふこと。
第三には軽目織物等につきましては
あらゆる角度からこれに不燃性の加工
をいたすような技術的な研究を早急に
行ひまして、引續いて市場の確保に努
力をするという問題であります。

第四といたしましては既契約分のも
のにつきまして、織布業者、加工業者
或いは輸出業者が損害を受けてないよ
うにできるだけ保険等の面においても
何とか補償の手段が講ぜられないかと
いうことを目下検討いたしている次第
であります。

第五番目といたしましては本法律の
施行細則がやがて発表されるものと予
想されますので、これに伴つてあら

ゆる面で我がほうに有利になるように
外務省とも連絡いたしました。米国の
好意ある措置を求めたいという、その
ために努力をいたすつもりであります。

極めて概略でありましたけれども、
本法の内容並びに影響、更にこれが対
策について概略を御説明申し上げた次第
であります。

○政府委員(吉岡千代三君) 先ほどお
尋ねの点につきまして通産省並びに外
務省の情報を総合いたしました。お答え
申し上げます。

第一にこの法律の立法動機は何であ
るかというお尋ねでございますが、こ
れは最近の、主として化学繊維の発達
に伴いまして、御承知のようにスフ、
人絹というものは非常に燃えやすい性
質を持つておりますので、この化学纖
維との関連において可燃性繊維の危険
防止をする必要があるのではないかとい
う意見がこれは以前からあつたよう
でございます。で、直接のきっかけと
いたしましては、やはりこの化学繊維
で作りましたセーター、それからパン
ツに火が燃え移りましてそれで火傷し
たという事例が一、二あつたというこ
とがきっかけになりました。この法律
が制定されるに至つたというように承
知いたしております。それで昨年の六
月当時と申しますと、御承知のように
絹スカーフの関税引上げの問題につい
て我がほうと交渉の当時でございますし
て、御承知のようにこれは結果として
我がほうの希望が容れられたわけで
ございますが、その間におきましては
アメリカ側からこの可燃性繊維法の問
題について全然何らの話もなかつた。
で、先ほど申しましたように発端が化

織物から起つたために絹には及ばな
いのじやないかというふうな、日米両
国の業者間でそういうふうな判断をし
ておつたのじやないかと考えます。そ
れから御承知のように昨年の九月にミ
ラノで国際絹業大会がございました
が、この際にもアメリカを含む各国の
業者が多数参加しておつたのでありま
すが、その際にも全然話は出なかつ
た。まあいづれにいたしましてはアメ
リカには日本の商社も大勢おり、又先
方の輸入業者等も勿論あるわけでござ
いまして、最近まで全然我々としても
情報を入手し得なかつたということ
は甚だ遺憾でございますが、経過は大
体そういうことで絹に影響するといふこ
とを業者においても余り予想しなかつ
たのじやないかというふうに考えるわ
けでございます。その点補足して御説
明申し上げます。

○石原幹市郎君 只今この法律の内容
その他についていろいろお話がありま
して、対策についてもお話があつたの
であります。が、だん／＼これからそ
のほうについても伺つて行きたいのであ
ります。先ほども先ずその出発点として私
先ほどいつ頃政府としてこれを知つた
かということについてお尋ねしたわけ
であります。が、はつきりしたお答え
を得られなかつた。今繊維局長が言わ
れましたように昨年の九月ミラノで絹
業大会もあつたのでありまして、この
問題が事前にわかつておればこういう
ところでも相当論議もあり、日本側
の希望もそこで表明できたと思ふので
あります。又この前の国会のときであ
りましたか、軽目物の輸出価格の問題
について我々も請願も出してございま
して、この委員会が相当の問題につい

て論議があつたのであります。こうい
う問題がわかつておれば更にそこでも
つと掘下げて真剣な検討も私はできた
と思ふのであります。が、一体こうい
う日本での輸出の大宗である絹織物関
係、而も数百万ドル、一千万ドルに近
いような大きな影響、又これに関連し
て非常な加工業者、輸出業者、広汎な
影響を受けるこういう重要な法律であ
るんでありますから、こういうもの
について外務当局なり或いは通産当
局、向うの業者等からのいろいろな知
らせでそういうことをキヤッチするの
でありますか、それともこういう重
大法律等について何か特別の入手機関
を持つておられるのかどうか、外務省には
在外公館もあり、通産省からもそれぞ
れ出先機関が出ておられるんでありま
すが、そういう点についてもう少しちよ
つと説明してもらいたい。そういう機
構から……(MSAに熱心になり過
ぎてつい忘れてしまつたんだ)と呼ぶ
者あり)

○政府委員(吉岡千代三君) お話のこ
とくアメリカには在外公館もございま
す、通産省からも人間が出てございま
す、更に輸出商社も恐らくニューヨーク
ク、ワシントン合せますと百社近く行
つておるんでありますから、全くどう
いうわけでもこういう情報が入らなかつ
たかということに誠に遺憾に存じます
と同時に奇異の感を持つております。
(随分怠慢だねと呼ぶ者あり)一つは
アメリカの国会におきましてこの法
律がパブリック・セーフティ、厚生関
係と申しますか、そういうふうなところ
で審議されておつたような関係もあ
つて、その辺の連絡も十分ではなかつ
たのではなからうかというふうなこ

とも想像されるんでございますが、やは
り絹というものは最初から関係業者も
関心を持つていなかった。現在に向う
の輸入商社並びに関係業者も非常に反
対をしておるようでございますが、向
うの業者自身が最近に至つて漸く気が
ついたというふうな状況なのでござい
まして、実情はそういうことになつて
おるわけです。

○石原幹市郎君 先般この関係業者が
こちらのアメリカの大使館へいろいろ
の陳情に行つたんであります。が、先
方の商務官は一年前にも出て、一年間の
猶予を以て施行しようとしていたこ
ういふ法律について今頃騒ぎ立てるの
は一体どういふことかというふうな向
うの商務官が言つておるような事象な
んであります。それまでの経過をここ
で幾ら論議しても仕方がありませんか
らなんでありまして、こういう禁止法
の存在を知つてから通産当局及び外務
当局は如何なるこれに対応して措置を
とつておられるか、とられつつあるか
という先ほど政務次官から大体のあと
の対策その他についてはありましたけ
れども、在外公館を通じてなり、或いは
こちらの大使館へとか、どういふ動き
をされておるか、その概略をお話を願
いたい。

○政府委員(吉岡千代三君) 先ほど政
務次官から申上げましたように、まだ
公式のテストの方法も極めて最近に入
手いたしました。只今国立の横浜の織
維工業試験所でテストを開始しておる
状況でございます。で先ほど政務次官
から申上げましたのは一応非公式にテ
ストを実施いたしました結果一応五匁
以下のものが危険性があるんでなかつ
るかという前提で申上げます。先ほ

どのような数字になるわけでございま
す。ただこのうちスカーフ並びにハン
カチーフ類で輸出額の約六〇%、五百
万ドル程度が危険であるということ
を申しております。ハンカチーフにつ
きましては先週の日曜日にアメリカ大
使から外務省のほうに入つた情勢によ
りますと、従来の慣例等からして十八
インチ平方以下のものはいわゆるハン
カチーフであつて衣料に該当しないとい
う解釈を以て適用除外をすることは相
当有望であるという情報に来ておりま
す。仮にこれが認められるということ
になりますと、大体スカーフ、ハンカ
チーフ類の約半分はこれで救済され
る、ただスカーフにつきましては先ほ
ど申上げましたように帽子等と比較し
てむしろ取外しがしやすいという意味
を以ちまして外務省を通じて先方
と折衝しておる次第でございます。従
つて先ずできる限り施行細則の上で除
外例を多く認めてもらふようにする交
渉を先ず主眼としてやつておる次第で
ございます。

それから不燃加工の点につきまして
は不燃加工そのものはその技術的にむ
ずかしい、こういうふうな聞いて
おるのでございますが、御承知のよう
に軽目羽三重に對しいわゆる風相を
害しない、不燃加工をするという
点に問題があるようでございますし
て、この点につきましては先ほど申上
げました国立織維工業試験所において
研究を続けると同時に、化繊協会等の
技術員の協力を得まして、至急に研究
を進めつつある状態でございます。な
おこの点につきましては、アメリカに
おいて法律に基づく検査を実施する機
関の一つである会社から、この不燃

加工に關してアドバイスを提供したいという申入もございまして、これも至急にその受入方を進めたいと考えております。それから既契約の分につきましては、従来は聞くところによりまして、個々の業者が輸出信用保険に付保しておられるというように聞いておるものであります。そういう方法でございまして、こういう危険なものに對しては付保の手続が円滑に行かないというやうな關係もあるやうでございまして、これは成るべく速かに組合員全体がまとまつて、いわゆる包括保険の形において保険されるのがいいだろうという關係當局の意見でございまして、そのことを川俣のかたには申しておるわけでありまして。なお絹織物につきましては、それは比較的どうしてもこれに該当するということになりました場合は、目付の重い物に転換することも可能であるかと存じます。又そのうちの一部は絶縁材料とか、裝飾品とか、いわゆるこの法律の対象としております直接身につける物以外の用途もあるかと思ひますので、やはり問題の一番の主眼はスカーフ、ハンカチーフ等の製品類であると思ひます。この点を轉に重点を置きまして対策を講じて参りたいと、こう考えております。

○石原幹市郎君　そこで私は先ほどどうして外務省當局に来て頂いて、早く何しなればいかにと思ひますことは、施行細則を今向うが作りつつあるわけでありまして。向うの日綿実業あたりからの情報によりますと、四月中旬に、これを極端に言えば四月初めから実施するやうなことをやるのじやないかというやうな話すらあるものであります。それでこの問題に對してもいろいろ議論をする余地はあるわけでありまして、ハンカチーフは勿論のこと、マフラーのごとき場合、帽子や靴下、手袋類が適用除外を受けておるのでありますから、マフラーのごときはそれ以上すぐ首からはずれるわけでありまして、除外してもいいのではないかとこの議論も相当成立つわけでありまして。又絹は私から説明するまでもなく、引火性というものは極めて少いものであります。我がほうの事情を説明すれば、施行細則を作るに際しましても、相当まだ研究考慮してもらへる余地があるのではないかと申すのであります。そこで只今の繊維局長の御説明では、こつちで実験しているとか、どうとか、外務省を通じて何しているというお話も若干ありましたが、これでも、外務省當局においてどれだけのことを強力に向うに申入れてくれるかということについて、私は一応ここで説明を聞き、更に皆様からも鞭撻して頂きまして、できるだけ影響の少いようにしなければなりません。繊維局長から今お話がございましてけれども、不燃加工という問題もありましてけれども、不燃加工をすればあとの染色がきかないとか、よほど困難な問題があります。現実の問題として影響を受けるのは福島県の川俣町或いは石川、福井県にもあると思ひますが、特に福島県の川俣町のごときは、全部が殆んどこれだといつてもいい状態で、非常な大きな問題であらうと思ひます。工場の数にしても二百三十工場、關係者が二万五千人ぐらゐという数字になるのであります。この点外務次官が来ましてから、更に私はいろ／＼とお伺ひしたいと思ひるのであります。なお差當つての問題とい

たしましては、輸出信用保険の話もありましたが、何か輸出信用保険を中止しているというやうな話も聞いて、これを解除して欲しい、中止の解除をして欲しいという要望があるやに聞いておるのであります。その間どういふ事情でありますか、御承知ないでありますやうか。

○政府委員(吉岡千代三君)　輸出信用保険は御承知のように入割を政府が再保険しているわけにございまして、政府としては勿論これは止めておりません。ただ先ほど申しましたやうに、直接受付けをいたします保険会社等で政府が再保険をしないのではないかと申すやうなことを心配いたしまして、若干円滑を欠いているというやうなことがあるやうであります。それから川俣方面の輸出契約につきましては、県の御斡旋等もありまして、地元の金融機関が輸出契約に對する金融をやつて頂いておるやうでございまして、これらの金融機関がやはり将来のやうな危険を懸念いたしまして、多少金融を渋るやうな傾向が見える危険性があるやうなことを聞きましたので、先ほどこれは中小企業庁とも連絡をいたしまして、明日でも県の責任者においでを願ひまして、現在このやうに交渉しておる關係もあり、急激にやういふ不利な扱いを成るべくしないという措置をとりたい。

いづれにいたしまして、金融、保険等の面におきまして、この事態の推移と模様を見ながら、できる限り影響を少くするやうな措置をとりたいと、かゝうに考えております。

○石原幹市郎君　輸出信用保険の問題のところをもう一回……。政府が再保

險しないというのでためらつてゐると言ひますか……。

○政府委員(吉岡千代三君)　つまり政府が再保険を止めるのではないかと申すことを懸念いたしまして、直接の元受保険者たる保険会社等が受付けを渋つてゐるのではないかと、やういふことではないかと思ひます。政府としては、再保険を止めるというところは毛頭考えておりません。むしろやういふ場合にこそ信用保険の必要があるやうな考えを持つております。

○松平勇雄君　業者の話をお聞きすると、繊維局長の名前で輸出保険法の第一条の六によつて六月以降の積出しのものに對しては輸出保険を一応受付けない、停止するやうな通牒が行つてゐるというやうな話を聞いておりますが、やういふやうな事実はないのですか。

○政府委員(吉岡千代三君)　やういふことは全然ございせんし、又何らやういふことは考えておりません。

〔委員長退席、理事松平勇雄君着席〕

○石原幹市郎君　その輸入を禁止されるものに該当するものを持つてゐる国というものは、日本以外にも、ほかにもあるのですか。どうですか。

○政府委員(吉岡千代三君)　数量は極く微々たるものであると思ひますが、イタリー、フランス等がやはり羽二重等につきまして一部関連を持つてゐるなからうか、その辺も外務省を通じて実情を調べておるところでござい

ます。

○石原幹市郎君　それから先ほど米国内においても向うの業者というか、關係者あたりで、この問題について相当

関心を持つての動きもあるという局長のお話でしたが、これはやはり絹關係については適用除外してもいいのじやないかという、いろ／＼なやうな動きがあるという意味のお話ですか。

○政府委員(吉岡千代三君)　先ほど申上げましたほかに、実はこれについて政府當局に交渉するについて日本側と共同でやりたいという申入が来ておるやうでございまして。先ほどの不燃加工の方法についてアドバイスをするとか、今の共同防衛の態勢をとりたい、これは両方ともいづれも若干の対価を要求しておるわけにございまして、とにかくやういふ動きがございまして、これは若し有効であればできるだけ利用したい。かゝうに考えております。

○石原幹市郎君　そこで差當つての問題は何としてもハンカチーフは大體除外されるのじやないかというやうな見通しもあるやうであります。マフラー、スカーフ、やういふものについて、何とかこれを引火性の少い帽子とか、靴下、手袋等に類似するやうなものにないかというところで、適用除外を受ければ非常な仕合せなものであります。こゝういふ点について日本政府としてどういふ見解というか、見通しを持つておられるか伺ひたい。

○政府委員(吉岡千代三君)　これは先ほどお話のやうに外務省で關係當局が集まりまして外務省經由で交渉して頂いておるわけにございまして、外務省からの話によりますと、先ほど御指摘のやうに取外しの容易な手袋、靴下、帽子等は除外されております。これらの除外例に比べてスカーフ、ハンカチ等は遙かに取外しも容易であつて危険も少い、本法の趣旨から言つて、先方

においても考慮されるのではないかと
いうように外務省はお考えになつてお
るようでございます。また結果は勿論
得てございませぬ。それに関連いたし
まして、最近の情報は先ほど申し上げ
したように、土曜日に参りました情報
によりまして、ハンカチーフの適用除
外は有望の見込である、それからこれ
による日本の対米輸出のこうむる影響
の重大であることを、これを強調する
意味において、機物並びにスカーフ等
の総額、その中で本法の対象となると
認められるのはどの程度であるかとい
うような概数を至急に知らしてもらい
たいという連絡がございまして、これ
は直ちにその手配をいたしております
と、井口大使からの電信によりまし
と、二十二日日本国連邦商業委員会宛
に陳情書を出したいということでござ
います。

○石原幹市郎君 如何なる理由があつ
たにせよ、こういう日本の輸出産業に
非常な重大なる影響のある、こういう
日本にとつて極めて重大立法でありま
すが、そういうことがあつたというこ
とを一年近くも承知しないでいて、而
もその間には世界的の絹業会議等もあ
りまして、日本の主張なり、希望なり
を申出で、各国の協力を得て共同研究
できる機関があつたにかかわらず、こ
ういう事態を空に過しておつたとい
うことは誠に遺憾でありまして、国家
的にも非常な大きな影響であります
が、このためにまずくすれば殆んど全
減をしなきゃならぬ一産業地帯があ
るということとは私はなか／＼大きな
問題であらうと思ふ。で、その後の政
府のとつておられます措置もこれは
なか／＼思ふようには行かんかも知れ

ませんが、どうも非常に活潑な動きの
ようには私には見えないのでありまし
て、誠に残念であります。それは何
とか政府においても力を入れて頂きま
してその地方の住民のことを考えて見
ればこれは私は大変な問題だと思ひ
ます。直接の業者ばかりじゃない、
それに関連して立つてゐる業体も又
相当あるものでありますから、過去の過
失を責めてもこれは仕方がないのであ
りますから、それを宥めする意味に
おいて一段の努力を傾倒してもらいた
いということを通産当局に特に要望い
たします。なお委員長、外務当局に一
つ早く来て頂きまして外務省に私は要
望をし機嫌をしたい、かように考へて
おります。

○理事(松平勇雄君) 外務省の小渚政
務次官に対しては出席方を再三要請い
たしておりますが、衆議院の内閣委員
会において答弁中でこちらへ参りかね
るやうであります。目下極力こつち
へ来るやうに要請をしておりますから
近く見ると思ひます。

○藤田達君 本件につきましては非常
に重大な問題でありますために、我が
会派では海野三朗君委員をして会派代
表として本会議において緊急質問をい
たすべく所定の手続を完了したわけ
でございます。然るところ第二控室の
ほうの代表質問も同じ案件について本
会議での緊急質問がござりますること、
他会派の御要望もござりますること、
我が会派の御要望もござりますること、
派といしましては第二控室の戸叶武
君に明日の本会議における緊急質問と
いうことですでに議運でもう決定い
たしてゐるのであります。従つてこの
本会議において事態を糾明し、その後
委員会等におきまして、十分その間の

いきさつとか将来の対策について検討
し、然るべき処置を政府にも要望いた
したいと思つてゐるわけでございま
す。でありますからより細かい点に
ついてはさうな経過の後速に速かに
私どももいたしまして調査をいた
したいと思つてゐますが、取りあへず
お伺いしておきたいことは、この問題
についてどうも政府の内部における所
管と申すか、これらの点が非常に不明
確であるし、そのためにこういつた事
前或いは事後速かな事態の把握がで
き得なかつたという因果関係も持つて
いるやうでありますので、曾つて火力借
款に関連して、外務省、大蔵省、更に
通産当局という形で、大蔵省に責任が
あるかに見えて大蔵省を働けば通産省
という形で、片方を押せば片方出でし
まうというやうなことでありましたが、全く
同様な状態であるやうに思ふので、この
問題についてそれらの情報を速かに把
握し、或いは今後においてもどうい
うことがあるか、測り知れないことと
す、他国の立法当局のおやりになるこ
とでありますから……併しそれにし
ても一つの触手、アンテナを張つて、
そしてこれに善処するべきその責任と
いうか、所管というものが一体どこな
んだらうか、いわば情報という、我々
素人目で見れば外務省がやるべきだろ
うと思ふのですが、この点を明らかに
して頂きたいと思ふのであります。そ
れによつて私は最も適切な担当大臣に
お伺いしたいと思ひます。これが
第一の点。

第二の点ですが、この製造、販売、
輸入と、非常に広汎な可燃性機物の禁
止という立法がなされて、経過措置と
しての一年というものがあつた。これに

対する立法の動機というものは、誰か
がどうやらやけどをしたというやうな
ことを先ほど言われたかと思ひます。
これはしば／＼日本でも、よち／＼歩
く程度の子供が全身に火がついて死ん
だというものが極く二三月前にもあ
りました。私はさうなことではない
かろうかと思つてゐます。動機につ
いて、むしろ製造、販売、輸入という広
汎な、こういうやうなやうな以上、
全アメリカの人類というものは何人種
にかかわらず不燃性の機物を着るとい
うことになるわけでありまして、従
つて、これは、そのやうな誰かが焼けて
死んだというやうなことでなく、
曾つて広島における原子爆弾の際に、
私も広島でよく存じておりますが、可
燃性、不燃性というか、非常にその被
害の程度が違ふ。あたかも広島であつ
たか、黒い浴衣であれば黒いところは
火がついて、白いところには火がつか
なかつたというやうなはつきりした状
態が出て来たわけですね。私はむしろそ
ういつたやうな、いわゆる将来の、一
年の経過措置があるもので、今年の七月
だそうですが、少くともそういう原子
戦争というやうな、やはりこれは防空
と集中されてゐるやうですが、そ
ういふふうな防備されてゐるアメリカの
近頃の国内の状態を見ても、私の推定
ではやはりさうな点にむしろ動機が
あるんじやないだらうか、なぜならば
靴下、手袋はいいと、ズボンの下に靴
下をはいてゐるやうなやうなやうな
恰好では、これではなか／＼脱ぎにく
いですから焼けて死ぬというやうな
ことになる。平時における状態であ
るならばいいが、これは靴下、手袋等

も入れらるべきでしようが、やはりそ
うでなしに……私は野外におけるそ
ういつた光線ですね、というやうなこ
とも考えるのですが、飽くまでもさ
うな誰かの事故によつてということな
のか、この間における、アメリカの議
会における経過がおわかりになつてお
ればお知らせ願ひたいと思ひます。
それから第三の点ですが、聞くところ
によると、只今の繊維局長の答弁に
よると、向うの業者も日本と共同し
て、これが除外その他措置を講じた
い。よつてこれが対価というやうな
いて話がある。これはすでにこの問題
が特にやかましくなつた二、三日前
にかなり責任のあるかたからの言だとい
うことで、相当多額な金を日本に要求
してアメリカの業者が来ている。それ
はアメリカの議会工作ですね、議工
作でございまして、日本で今問題にな
つてゐるがごとき恐らくことなでし
ようが、この立法について更に政令な
り、或いは適用除外例というやうな特
殊の扱いなりということ、工作資金と
して日本の業者等々を通じて要求し
て来ている。併し若干は出しても
という動きにある。これを飽くまでも
只今の繊維局長の答弁によると、裏付
があるやうな気もするわけ、私の希
望といしましては、やはりこういう
大きな被害をこうむるわけで、既製品に
対する措置はやはり除外例なり、そ
ういつたものでないか、この不燃性に
するといふことはむしろいいでありま
しうから、それは無論さういつた運動
もしなければならぬことはよく承知い
たしてありますし、必要も認めます。
認めますが、たださきだに世界に対
して日本の政界なり、或いは延いては

業界なりが、必ずしも人気を博していないみぎり、下手にやれば私は却つて逆効果になるのではないだろうか、従つてその点は公正、明朗にやはり運動が展開されないと、日本と国情も違ふのでありますから、この点を慮るのであります。従ひましてその間の事情について、果してどういふ業者からどういふ業者へ、どういふ程度のものを要求して来ているか、只今通産当局というか、繊維局長が、その共同防衛という表現でしたが、これをやらなければならぬと言われているが、その中にどの程度のものを政府として、この何とか機密費というか、これはなかなか発表できないでしようが、それを見込まれつつあるのかというような点を、殊に使途を中心に御説明願ひたいと思ひます。

最後に希望ですが、石原委員からも要望がありましたように、若し第一の答弁に關連して、これは一切外務省でやるということであれば、外務大臣の出席を特に委員長を通じて申入れて頂きたい。それは必ずしも本日実現できなければ、近い将来に、明日以後に、明日は本会議もございまして、緊急質問の直後に、是非お願いしたいと思ひます。

○豊田雅孝君 ちよつと今のに關連しまして……今藤田委員から質問せられたことに關連があると思ひます。私は最初にこういふ法律が出るようになつた動機的事件、その詳細の内容が知りたい。それを御説明願ひたいということを言つたのですが、まあ今まで何つたところでは、簡単にばかりませんけれども、問題は化学繊維であるというところをお聞きしている。要するにこの引火度の科学的に低い繊維物と

いうことが、この動機になつてゐる事件の關係の商品だといふふうに思われるわけですね。一面今度の法律は可燃性繊維禁止法と、こういうのであります。可燃性繊維物といふことになると、燃えない繊維物とは一体どんなものであるかといふことになれば、グラス・ファイバーとかロックウールとか極めて特殊なもので、どんな繊維物でも燃えることは燃えるわけでありまして。そういう点において今度の法律というものが一體どういふ内容の法律なのか、殊に施行細則などというものはどういふものを狙つてゐるのか、こういう点についての調査というものがすでにできてゐるのかどうか、できておらなければ至急に今後やつてもらわなければならぬのでありますけれども、その調査の狙いというものが、今のうちにこの化学繊維と軽目の絹織物との區別ができるというところに重点を置いて調査でなければならぬと思ひます。そういう点について今までにわかつてゐるところを、もつと具体的に伺ひたいと思ひますが、これは通産当局のほうでわかつておればいいのです、わかつておらなければ、外務省のほうにおいてそれがわかりになつてゐるかどうか、そういう点を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(古池信三君) それじや最初に私からお答えを申し上げたいと思ひますが、先ず第一に藤田さんのお尋ねで、かような重大なる事項についての情報をキャッチすることが非常に遅かつたではないかといふお尋ねであります。これは誠に私もその通りに存じます。情報の入手につきまして、非常に遅れたといふことは誠に我々も遺憾に存するのであります。これに

はい。理由もございまいし、けれども、やはり何と申しまして戦争中或いは戦後を通じて、長らく通商關係のブランクの狀態がありまして、そのために政府の機関におきまして、或いは又民間の方面におきまして、その間相當事情に精進するといふことにおいて不完全な点があつたものではなかつたかと思ひます。戦前におきましては御承知のように三井、三菱といふような大きな商社を初め多数の商社が向うに出ておりました。而も極めて優秀なる社員が活動されておつたのでありますから、かような法律が通過したとなれば直ちにこれはたとえ在外公館のほうで入手し得ないやうな情報にしましても、民間においてでも入手をしてこちらにそれを送るというやうなことが極めて機敏にできたであらうと考へられるのであります。けれども、十数年の間のブランクといふものがやはりかような結果をもたらした一つの大きな原因ではなかつたかと思ひます。又只今外務省の公館が主になつてかやうな仕事をいたされておるのであります。通産省からも職員が若干行つておりますが、何としましては人の数も少く、これらの点において甚だ不十分であつたといふことを返さず、遺憾に考へます。

なご権限のことについてお話がございましたが、この点につきましては何ら権限争ひとか、そういうやうなことはございせん。飽くまでこれは公式的に申せば外務省の在外公館によつておやりになることで我々は經濟關係の事項として人も出し、その他あらゆる面において御協力いたしておる、こういう狀態であらうと思ひます。

それから第二にお尋ねになりました。かような法律ができたのは一般の災害防止というやうな意味でなく、もつと大きな例えは原子力による災害を防止しようといふやうな意味が含まれておるんではないかといふお尋ねであります。私どもの承知しておる範圍におきましてはそういうやうなことは存知しておらないのであります。それ以上アメリカの立法の理由につきまして詳しいことは存じませんが、只今まで我々が知つてゐる限りにおいてはさうな点までこの法律によつて防止しようといふやうな意圖はなかつたと思ひます。

それから第三番目にこの問題におきまして我が國のこゝろに及ぶ影響というものは極めて甚大でございまして、又アメリカにおきましては従来この種の品物を扱つておつた輸入業者、これらの影響といふものも少なからざるものがあると思へるものであります。従つて先ほど繊維局長からも御説明申し上げましたように、向うの輸入業者とも共闘いたしまして、既存の利益を擁護する立場から活動しようといふ話はございまして、これに若し我が國として協力費用を出すとすればそれは純粹に法律的な弁護士を雇ふ費用、こういうものに限られるべきであらうと存じております。未だ非常に詳細なることは私も存知しておりません。その程度しかお答えは現在できないのであります。

が、可燃性繊維物としてこの法律において考へられておられるのは、米國の商業規格百九十一の五十三号といふの規定されておられる第三級の可燃性に該當する物並びにプラスチックなどの可燃性につきましては昨年五月二十二日に作られた同じく米國商業規格百五十二の五十三号十一項に定められておる程度以上のものを指す、かやうになつております。併しこれを具体的にわかりやすく申せば、幅二インチ、長さ六インチ大の切れについて公式の引火テストを行なつて、それが四秒未満に燃えなかつて焼けてしまふ、これが一つの標準になつてゐるやうに承知しております。

○豊田雅孝君 今の引火度等については福島の軽目羽二重について科学的調査をされて向うの法律の要請しているところとの比較研究はもうすでに終了したのであるか。

○政府委員(古池信三君) 引火度のテストの公式なやり方というものがまだつまびらかにされておらぬのであります。それで一応非公式に福島製の五匁以下の軽目のものについて大体該當する懸念があるのではないかと考へて考へます。その影響の結果は先ほど申し上げましたやうな次第であります。

○石原幹市郎君 外務政務次官が見えまして、大体のことは先ほど申し上げましたので、要点だけ伺つておきたいと思ひます。又藤田委員からもまあ關連の質問がありました。

第一は私は今回の米國の可燃性繊維禁止法、一年間の猶予期間を以て昨年六月三十日に出しておつたのに、二月頃になつて業界からの情報でまあ、い

う法律があるというを知つて騒ぎ出したわけでありませう。外務省やどこへ行つてもまだ翻訳ができておらんとか何とかいふことでは、トランプもあつたやうであります。一體政府當局はいつ頃かどうかが出たといふことを知られたのかどうか。それから日本のこの輸出産業に非常な影響があるこんな重大な法律であります。一體この情報の入手について、この機構といふものはどういふふうになつてゐるか。これが極めて不完全なものであれば、もう少し充実にするにやほり我々としても今後努力して行かなければならぬと思つたので、最初にその二点をお伺ひいたします。

○政府委員(小瀬権吉) 先ほど通産次官からお話がありましたようにいろいろな取計らいが非常に遅れたといふことは遺憾に存じます。情報を得ましたのは今御指摘のように当外務省としては二月頃であります。それは一体なぜこゝなつたかと申しますと、私今こゝで言訳をしようといふ趣旨ではございませんけれども、元来「まぐろ」の問題が起りました。この絹製品の問題が起りました。普通の場合には向うの輸入業者が騒ぐ、又貿易業者が騒ぐといふやうなことがありますので、実はもう大使館のほうで多少手遅れいたしましたけれどもそれに刺激されて情報を収集するといふ場合が率直に申しまして多いわけでありませう。この問題は一九四五年以来いろいろ論議されて、一度はナショナル・コッソル・カウンシルのほうで反対してできなかった。非常に長い期間をおいて漸くでき上つたものであり、而も一年後に施行され

るといふやうな関係であつて、或いは係りのほうで多少重要視することを怠つたといふ点があるかに私率直に認めるものであります。ただ併し機構といふことは戦前は外務省は外交の一元化、殊に言葉の關係などもあるのでできるだけ外務省の者を置いて、その情報収集の上手なものを使おうといふやうな考えで来ましたが、いろいろ通商問題も複雑化して来るし、主任者は通産省から出た人がよからう、まあ通産省でも比較的海外のことに関係の多い人を採用しようといふので、現在あそこでは通産省を主にいたしてあります。これは元本省通商振興局長でありました井上参事官であります。その下に松村君というの、たしか通産省から来た男でありますし、ニユーヨークにも村田君というのがおります。これはみんな通産省出身の優秀なものであります。その下に下働きといふものは外務省のものもおりますけれども、そうかといつて私は大使の責任がないとは申しませんが、そういう専門のかたもおられるので、そういうかたが主としてこゝに方面の情報を入手し、又適當な業者にも連絡するといふ仕組になつてゐる。双方から出た者が協力一致してやるといふやり方をいたしておるのであります。まあ開館早々でもありますし、アメリカのほうは御承知のように日本以上にたくさんな法律が出て、附則が出たりしてなにか／＼ちよつと見ても内容は専門家でないとわからないといふのがこれは偽らざる現状であります。そこへ持つて来て言葉の關係やいろいろの關係で遅くなつたのは申訳ないと思つて見ます。が併しこれまでの経過を考へて見

ますと、昨年の丁度この法律が出たときには、例のスカーフの関税引上問題が非常に騒がれて、そのほうに全体の注意というものがとられて、六月の十日には大統領のほうでこの引上要求を却下するといふやうな事情もあつて、その際は関税問題に主力を注ぎ過ぎたといふやうなことも理由であつたかと存じます。而もこのやうに見逃したのにはたゞ単に日本のみではなくして、イギリスとか或いはフランス、イタリアも本作には重大な關係があるにもかかわらず、漸く最近になつてこの問題に注意して事たといふ状態であり、昨年の九月ミラノで開かれた問題は取上げられなかつた。これを言明して、たゞ日本は重大な關係があるから、それで以て私は言ひ逃れをしようといふわけではございませんが、そういうやうな事情もございまして、非常に遅くなりましたが、併しまだ施行細則も四月中旬にできるといふやうな予定になつておりますから、全然日にちがないわけでもないのです。今在米の大使館並びに在京の米國大使館に折衝いたしましたので、できるだけ円満に日本側の希望が達成できるように努力してゐる次第であります。幸いにしてこのウエアリング参事官もこの重大性を認めまして、いろいろ／＼と電報の往復をしてゐるやうであります。が、この電報の往復を見てもいろいろいふと、近く日本の大使館の係官と向うの商業委員会の代表者との会見を斡旋しようといふ／＼努力をいたしておるのであります。まあこゝう

うやうな事情でありまして、今通産次官からも申されましたように遺憾な点もございしましたが、この際は非先方へ日本の実情をよく述べまして、法律的にはいろいろ／＼取扱の困難な面もあるかとも思ひますが、日本の重要視するところの軽目の羽二重が、手袋であるとか、或いは帽子とか或いは靴下と同等に取扱われるやうに最善の努力をいたしたいと思つて存じます。

○海野三朗君 委員長長歌目じやないか、さつきから発言を求めているんだと述ぶ

○石原幹市郎君 外務次官の御説明によりまして、大体経過はわかりました。過去のことを追及してもいたしかたないのであります。つまり今後の問題として、今施行細則が四月中旬頃と、こゝで言われたので、まだ若干の期間があらましますから、このマフラーとスカーフ、これは我々常識的に考えましてこれと靴下と比較して、どちらがすぐ体から外れるかといふことは、これは誰でも常識的にわかり得る問題だと思ふ。それから絹製品の問題は非常に引火性も少いといふやうなこともあるのでありますから、これは一つ最善の努力をしてもらひまして、先ほど通産當局にも申したのであります。が、これが下手に解決するといふと、一地方が殆んど全滅する、全部これに、川俣地方であります。全部輕目羽二重に依存してゐる産業地帯、その業者ばかりでなく関連する範圍が非常に広いので、この点は過去を責めていたし方ないのではありませんから、その穴埋めの意味で今後外務當局として渾身の努力を払つて頂き、スカーフやハンカチは、私は大体いいと思ふ。是非とも除

外してもしやうに最大の努力を払つて頂きたいといふことをお願いして終りたいと思ひます。

○海野三朗君 今まで石原委員も述べられました。山形県絹業も同様の輕目羽二重には非常に密接な關係があります。つきましてはこの法案が去年の六月三十日に国会を通過したと、それが漸く今国会においてこれが問題になるといふことは、その責任の所在がどこにあるか、それを外務當局並びに通産當局にお伺ひしたい。それから向うに行つておる商務官が何をしておるのか、こゝういふことを見なければならぬのじやないか。私は池田君が向うに行つてMSAで物をもつてこゝにばかり考へておるからこゝういふことになると思ふ。もうこゝよりも寛るほうのことを忘れておるからである。私は去年の六月三十日に向うの国会を通過したといふそのことを今日問題にしておるのは、一体その責任の所在がどこにあるのか、これを伺ひたい。

○政府委員(小瀬権吉) 情報が遅れましたことは誠に申訳ないといふことを先ほど申しておきましたが、これを非常に遺憾に思つております。ただ商務官の働く時間なり能力なりにも限度がありますので、日本の輸出する品物が非常にたくさんある、殊にこの問題は化繊関係、化学纖維関係について起つた問題であつて、日本は御承知のようにアメリカに対しては化学纖維、ビニールとかいふものを余り出しておりませんから、私は無理にこの商務官を介護しようとするのじやありませんが、なにか／＼たゞさんの法律は出るし、殊に化学纖維が元になつて非常なアメリ

力における論議の対象となりましたか
らして、日本は絹でありましたために
商務官の能力も限りがあつた、結局は
そういう関係で少し手遅れになつたわ
けだ、と存じますので、先ほど石
原委員からも御注意がありましたよう
に、私も今にして遅きに失する
ことなくあらゆる努力をいたしまし
て、何とかこれを円満に解決するよう
にいたしたいと考えております。

○海野三朗君 先ほど古池政務次官か
らのお話で、ここの十年のブランクが
あつたんだというお話であります、
アメリカにおける日本の通産なり外務
省の人たちが何をしておつたか、私は
このことに對しても責任をとらなけれ
ばならぬのじやないか、徒らに外国に
行つてドルを食んでおるじやないか、
そして今日になつてこつた問題を
国会に持つて来るという事は、その責
任というものは重大であつて、こ
れに對しては政府は如何なる措置をお
とりにするつもりか、ただ甚だ遺憾で
あつたでは、それでは済まんじやない
かと私は思うのですが、どうでしょう
か。こういうことを見なければいけな
い、日本の国は貧乏だから品物を売つ
てそして立つて行かなければならな
い、国なんである、我々の命の綱であ
る、これを忘れて外国へ行つて何して
いるのであるか。私はその点について
は限りなき遺憾を覚えるを得ないの
であります。あなた方も同じく日本人
でありますから、如何なる憤慨をされ
たのか。ただ申訳なかつた、それで済
むと思ふかどうか、その御決心のほど
を私は承りたいのです。外国にお
るその商務官たちのこういうことは、こ
れは大失敗である。私はあえて失敗と

これを申し上げる。それで今の政府当局
は如何なるこれに對して責任をおと
りになるつもりであるか、外国に商務官
たちをたくさん置いて……、私はそれ
を承りたい。

○政府委員(小瀧権君) 先ほどから申
しましたように、報告は遅れましたけ
れども、またその後新しい細則が出
たわけでもございせんし、我々の責
任はこれからできるだけ日本の立場を
よく説明して、こゝでわかつてもらつ
て、そして日本の貿易に對しての打
撃を最小限度にとめるように、成るべ
く新しい障害がないように努めるこ
とが私どもの責任を尽すゆゑんであら
うと思へます。

○海野三朗君 私はそこを言つてい
るのじやありません。アメリカに行つて
いる商務官の人たちにその責任を問わ
なければならぬじやないかと一言う
んです。アメリカにおつて何をしていた
んだ。

○政府委員(小瀧権君) この点は先ほ
ど申しましたように、何といたしまし
ても僅かな人数でやつておることであ
り、人の能力にも限りがありますので、
それが遅れたのは誠に遺憾である
けれども、さればといつて、先ほどか
ら繰々申上げましたような事情の下
において、人間でありますから、やは
り絹の問題が起れば絹の関税のこと
をやる。一方は化繊関係のものであり
ますから後述した、こういうの
であります、勿論最終的な責任は当
時の大使である新木大使であつたかと
思ひますけれども、そういうような
事情もあつたので、その点はさうした
環境というものも考へて、思ひやりの

ある見方をしてやらなければならぬ
であらうと存ずるのであります。

○海野三朗君 今小瀧政務次官の言わ
れましたことはよくわかりました。併
しながらこれから先これらに類似した
ものはたくさん出て来ると思ふので
す。そのときに手が廻らなかつたとい
うようなことを常に理由にしているよ
うではいけないじやないか、これは
責任を問わなければならぬんです。
下の者がこういうことになつてしまつ
た場合にこれが問題になるというよう
なことは、私はやはり政府としてお灸
をすえるところはすえなければならぬ
と思ひます。私はさういふふうに考へ
る。それから又可燃性の織物が禁じら
れたというのは、やけどをしたからそ
れでアメリカの国会が法律を以てこれ
を禁止したというならば、私は公海自
由の原則によつて、あの水素爆弾によ
つて日本のあまたの漁夫が傷つたで
はありせんか。これに對しては政府
当局はどういふ御所見を持つて
おるか。これは各国に語つてこつた
うな危いものは日本の近海から、公海
自由の原則から遠ざけてもらうこと
にしなければならぬじやありません
か。それが私は対等の礼であると思
へる。政府当局はどういふふうにお考
へになつておられますか。ただ猿股が焼
けたとか、それで怪我をしたから、や
けどをしたからこの品物は入れないとい
うような勝手なことを言つてい
る。ビキニ環境の水素爆弾で損害をこう
むつた、これに對しては日本人がや
けどをしているのであります。これに對
してはどういふふうにお考へになつて
おりますか、それを私は伺ひたい。

○政府委員(小瀧権君) ビキニ事件は
非常に遺憾な出来事でありまして、ア
メリカにおいてもこの事実がはつきり
したらこれに對して賠償しようといふ
ことを正式に聲明しておるのであり
ます。今いろいろと事実について調査中
でありますので、はつきりいたし
ましたら、さうした取計らいにつ
いてはまだ結論には達していませんけ
れども、一つの問題は去る三月一日に起
つた事件を如何に解決するかという問
題、これに對して賠償の問題もありま
しょうし、いろいろ過去のことに
ついて、警戒措置をどういふふうにした
らいいかといふような問題、これを究明
しなければならぬ、これを何とかして
解決しなければならぬといふことが一
つと、今後こうした災害といふものは
絶対に発生しないように予防措置をと
らなければならぬ。今後の措置につ
いて日本としても申入をしなければなら
ぬ問題があると存じます。この二つの
問題をできるだけ速かに解決すべくア
メリカ側とも折衝いたしております
ので、遠からぬうちに少くとも中間的
な解決も得たいといふので努力をして
おる次第であります。

○海野三朗君 それであまたの日本人
がやけどをした、これは何を教へてお
るかとお申しますと、原子爆弾なり水素
爆弾なりによつて実に恐るべき結果を
我々はこうむらなければならぬ、そ
うして見たならば、あの琉球における
原子爆弾の基地を断るだけの決意があ
りますか。あそこに原子爆弾の基地を
抱えておるのである。これは危険千万
と申さなければならぬ。これに對して
外務当局はどういふふうにお考へにな
つておりますか。

○政府委員(小瀧権君) そういう事実
は私も全然存じません。又さういふ
原子爆弾の基地を日本に持つといふよ
うな意向はアメリカにはないといふ
うに了解をいたしておきます。

○小松正雄君 私は本法案に關しまし
ては、先般各位より幾々問題点につ
いて質疑されたので、今日の現段階に
おいてそれに関連しておきます業者
の方々に對する考え方について御質問
申上げたいと思ひます。福島県だけ
も、これに關連する生産工場が二百三
十工場と陳情書にも書いてあります。
又これに關係する者は二万五千とい
ふうなことに相成つておられますが、
今日の段階でいよいよこの製品が禁止
され、販売できないといふようなこと
になりますならば、この法律が六月
三十日或いは本年七月から実施される
といふようなことについて、何者もこ
ういふことにならうといふことを予期せ
ずに、順調にやはり何とか政府の力に
よつて販売ができるものなりとして操
業しておつたと思ひます。又製造もし
てあると思ひます。そうすると又その
人たちの製品量と申しますか、どのく
らい国内にストック品があるか、或い
は海外に、アメリカの地に持つて行つ
ておるものがどのくらいストックされ
ておるかといふことをお調べになつて
おりますか。

○政府委員(吉岡千代三君) 先ほど申
上げましたように、まだ公式の「スト
ック」を只今やつておる途中でござい
ますので、それによりまして該当数量も異な
つて来るかと思ひますが、大体川俣地
区について申上げますと、年間の生産
高が、昨年度におきましては全部で約
三百万ダラーでございます。そのうち数

量におきましては、五匁以下のものが大半を占めております。金額について申し上げますと、先ほど申し上げましたように、対米輸出総額の約六〇%が一応対象になる。そのうちハンカチーフが除外されるといたしますと、これが大体半分近く占めております。その数量に對しましては、まだ只今資料を持つておりません。なお既契約等の処理につきましては先ほど申し上げましたように、輸出信用保険の運用等によりまして、でき得る限りこれを救いたい、かように考えております。

○小松正雄君 さつきの先達の質問の中で、この輸出に対する委託といいますが、保険には入れてないというようなことを言われておたのですが、若しそうであつてもこの際どういふうなことになるかと禁止されるということになれば、政府で委託した形で取戻さうというのですかどうですか。

○政府委員(吉岡千代三君) 従来はいわゆる包括保険の形式をとつておられますので、個々の業者が必要に応じて任意に輸出信用保険の申込をしておる、かような状態では非常に危険でありますので、これはでき得る限り速かに組合等全部包括保険の形をとつた方がよろうというのを御指示してあります。さう御承知を願います。

○小松正雄君 それから国内で製品されておる製造の場といふは、国内にどのくらいあるかお調べになつておりますか、現在。

○政府委員(吉岡千代三君) 具体的数字は持つておりませんが、これは御承知のように終戦後に非常に急速にこのアメリカからの需要がございまして、

て、而も傾向をいたしまして軽目のもののウエイトが非常に毎年多くなつて来た。例へて申し上げますと、川俣地区を例にとつて申し上げますと、毎年大体、昭和二十六年度におきましては四匁のものが過半を占めておりました、これが中心になつておつたのでございまして、二十七年におきましては三匁並びにそれ以下のものが四匁の倍近くになつておるといふことでもございまして、かような傾向で来ておつたのでござい

ますが、御承知のように昨年問題になりましたように、先方の一部悪質なバイヤーが値段を叩くというやうな形におきまして、無理なこの軽目のものを発注をして来る。その結果としていろいろ品質、価格上の問題も起りまして、昨年来三匁未満のものは輸出承認はしないという措置をとつて参りましたので、現在におきましては三匁未満のものは、その前には一時二割以上になつたやうなこともあるやうでございまして、現在ではまあ一割程度になつておるのじやなからうかと、かように考えております。それで従いましてまあ公式テストの結果にもよるわけでございますが、四匁程度が若干の不燃加工等によつて措置できるということになりますれば、これは大体以前の姿に戻るといふことによつて解決されるのじやなからうか。併し五匁といふことになりまして、これはそれ以上目付の重いものに転換できるかどうか、設備等の問題も起つて来るかと思

います。これらの点は公式テストの結果並びに今後の不燃加工の研究並びにアメリカに對する適用除外等の措置と関連させまして、できるだけ被害を少くするようにいたしたいと、かように考えております。

○小松正雄君 私のお尋ねしているのは、この法律が制定されて来るにつれて業者として困るであらう、こういうことを前提においてお尋ねしているわけですが、ところが海外にあるものは、今局長の話では委託信用保険、これにおろしてでもどうかしようとおつしやられるし、国内で、この法律が通るということになれば、これに丁度当てはまつて来る。要するに製造はしたが輸出はできないというに相成るといふ品物が、製品がどのくらいあると

いうことを尋ねてゐるの、それから若しこれが相当数の量があるといふしますならば、この売捌きに業者はもう困るのじやないか。これが第二点。第三点は、困るということになれば、これに對して政府としてどういう処置をして、この業者を救おうとするのかといふこと。第四は、今局長から仰せになりましたのでお聞きする必要はありませんが、被害を少くし、或いは元々通りに復活するように努力しようといふのですから、その点はいいのですが、三つの問題を併せてお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(吉岡千代三君) 大体これは輸出業者等が向うの注文を受けまして、注文生産の形で行われているのが多いのであらうと思ひます。従いまして既契約の問題を、先ほど申しましたやうな信用保険によつて処理し、で將來の問題としては先ほど申しましたやうな措置によつて解決するといひます。結局長の間の若干の見込生産のものがどの程度であり、且つこれを国内でどの程度消化できるかといふ

問題になつて来るかと思ひますが、それらの点はなお今後の問題といたしまして、至急に検討の上処置いたしたいと思つております。

○小松正雄君 最後に今局長が申されましたように、今後の問題として早く取上げてということでありまして、この陳情も出ておるやうなわけでありまして、一日も早く、さういふうになつた、どういふうにするといふ心がまえをはつきり一日も早く業者に知らしめることをお願い申上げておきます。

○豊田雅孝君 川俣ではさきだに金融などにも困つておるかと思ふのですが、こゝういふ問題が起ると、まあ普通の場合は先行き不安で一層金融が詰つて来るということになると思ふのであります。その点において川俣の実情として金融を中心として差当つての対策についてどういふうに考えられますか。

○政府委員(吉岡千代三君) 先ほどちよつと申し上げましたように、お話のよう

にこゝういふ將來のキャンセルの問題とか、今後の発注の停止といふやうなことを懸念いたしまして、若干金融機関等にも、金融の円滑を欠いてゐるのじやないかといふ情報も受けましたので、今日午前中に中小企業庁と打合せまして、至急に県の責任者においでを願ひまして実情を十分に聞きまして、我々としてはなお今後極力あらゆる方面において打開の方策を講ずる考えでございまして、少くとも不必要に金融が縮まるとか、業界に御迷惑をかけるこ

とのないやうに処置いたしたいと考慮しております。

○豊田雅孝君 この際一つ希望しておきたいと思ふのであります。が、對外的な対策を至急にお立てになつて、推進してらうといふこと、これが先ず第一点ですが、只今申すやうに、この問題を中心にして不当に金融の引締りが来ないやうに、殊に地元金融機関などいろいろ情報に脅かされて、必要以上金融が縮まるといふことが非常に懸念されますので、その点について只今すでに或る程度手は打たれてゐるやうであります。特に県当局等と緊密なる連絡をとられて差当り金融に非常な支障を来たし、それがために不祥事が起らんやうに特に御注意を願つておきたいと思ふのであります。

○政府委員(古池信三君) 只今まで委員各位から御要望、或いは御意見を十分に伺はせて頂いたのであります。我々といひましては勿論對外的の問題と同時に對内的にも只今お話をいたしましたやうに業者のかたへの打撃をできるだけ最小限度に食い止めるやうに金融の面、その他の措置について遺漏のないやうにいたしたいと、関係方面ともそれへ協議をいたして、でき得る限り皆さんの御要望に副いたく考えております。どうぞ御了承願ひます。

○三輪貞治君 小瀬政務次官にお伺ひしますが、可燃性物禁止法に關する情報なり、資料、これは或る程度に外務省でお集めになつておられますか。例へば委員会の速記録、本会議の速記録、或いは提案の趣旨がどこにあつたかといふやうなことを知る資料と、それ

性の物資の使用を禁止するような法律があるのかどうか。その点についてお伺いします。

○政府委員(小淵権吉) 議会の速記録は手許にないものであります。この法律とか、それに関連する資料、例えば今の商業規格に関する規定とか、或いはテストの規格に関するいろいろの資料とかいろいろなものには現在外務省で持合せているものであります。なお又これに関連いたしまして大使館で集めましたいろいろな情報というようにものも外務省に参つております。

○三輪貞治君 できるだけ詳細にこの内容なり、提案の動機なりいろいろなものを知れるような資料を一つ委員の手許に御配付願いたいと思ひます。

○政府委員(小淵権吉) 現に輸送中のものもあるものであります。取揃えましてできるだけ配付いたしたいと思ひます。

○海野三朗君 私は先ほど強く申し上げましたが、こういうことが再び起らないように在外商務官に一つ指示を強く与えておいて頂きたい。直ちに報告をしてもらなければいけない。半年もたつてから、もうビールの気が抜けてしまつてから飲むようなこととや駄目だと思ふのです。こういうことが出たならばばつとすぐ知らせるようにしてもらなければいけないと思ひます。その点については在外商務官に強い一つ訓戒をお出しになつて頂きたい。こう思ひます。今後こういうことがないように、それをお願いしておきます。

○理事(松平勇雄君) それでは本件の調査に關しましては、本日はこの程度で打ち切りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○理事(松平勇雄君) 御異議がないようですから本日はこれを以て散会いたします。

午後四時十五分散会

三月二十日日本委員会に左の事件を付託された。

一、只見川電源地帯に電気料金地域差設定の請願(第一七五七号)

一、電源開発工事予定計画遂行に關する請願(第一七八九号)

一、電気料金改訂に關する請願(第一八〇〇号)

一、電気事業法に關する請願(第一八〇九号)

一、かんがい排水用電気料金引上げ反対等に關する請願(第一八一六号)

一、電気料金引上げ反対に關する請願(第一八二二号)(第一八四二号)(第一八五〇号)(第一八五一号)(第一八七二号)

一、行政協定に基づく駐留軍人等の使用に供する自動車の輸入外貨資金貸付の請願(第一八四八号)

一、横浜繊維製品検査所川俣支所の本所昇格等に關する請願(第一八四九号)

一、中小企業金融公庫の運営改善に關する陳情(第五〇三三号)

一、電気料金引上げ反対に關する陳情(第五〇九号)(第五一六号)

第一七五七号 昭和二十九年三月五日受理

只見川電源地帯に電気料金地域差設定の請願

請願者 福島県耶麻郡長瀬村 長 山内辰一

紹介議員 三浦 辰雄君

現在の電力料金制度は、発電端と需用端における電力の需用料金差について、不合理な点があるため、只見川の電力は、ほとんど遠隔の工場地帯に送電される結果となり、もつぱら電力に望みをかけて計画しようとする只見川一帯の総合的な資源開発もその促進を阻害されている事情にあるから、只見川電源地帯一帯に対する電力料金の地域差を設定せられたいとの請願。

第一七八九号 昭和二十九年三月六日受理

電源開発工事予定計画遂行に關する請願

請願者 東京都中央区築地三ノ八社団法人土木工業協会 会長 鹿島守之助外十四名

紹介議員 石原幹市郎君

産業の根幹である電源の開発が、わが国自立経済の確立上絶対に必要かつ焦眉の急であることは電源開発促進法の制定を見るに至つたことでも明らかであるが、聞くところによれば、この重要国策に早くも逆行し、電源開発予定計画費を国家予算から大幅に削減し、既定工事の繰り延べまたは中止を強行しようとしていることは国家百年の計を誤るものであるから、既定の重要国策を確守し、あくまで電源開発予定計画を遂行せられたいとの請願。

第一八〇〇号 昭和二十九年三月六日受理

電気料金改訂に關する請願

請願者 東京都中央区築地三ノ八社団法人土木工業協会 会長 鹿島守之助外十四名

紹介議員 小林 英三君

わが国の自立経済達成のために電源開発工事予定計画の遂行は最も必要であるが、そのためには電気事業経営の安定が不可欠の要件であり、電気事業経営の安定のためには電気料金を適正に改訂する必要がある。新規発電設備の増設に伴い原価償却費、支払利息等が増加してきたため電力原価は、高騰をきたしている実情であるから、電気企業料金の改訂を確保するために適正な電気料金の改訂を望まれたいとの請願。

第一八〇九号 昭和二十九年三月八日受理

電気事業法に關する請願

請願者 横浜市中区住吉町一ノ二 内山岩太郎

紹介議員 一松 定吉君

政府においては、新たに電気事業法を今次国会に提案する由であるが、本法案の決定に當つては公営電気事業の健全なる発展のため、(一)卸電気事業者と一般電気事業者間の電気料金の契約は当事者間の協議により決定し、通商産業大臣に届け出る制度とする(二)当事者間に契約が調われないときは通商産業大臣に裁定を申請すること(三)裁定の基準を法定し、能率的な経営のもとにおける適正な原価に適正な利潤を加えた料金によるものとする(四)裁定に際しては通商産業大臣は地方公

営企業法の関係もあり、自治庁長官に協議するものとする(五)等を法文化せられたいとの請願。

第一八一六号 昭和二十九年三月九日受理

かんがい排水用電気料金引上げ反対等に關する請願

請願者 栃木県宇都宮市堀田町四八五社団法人栃木県土地改良協会 会長 佐藤清一郎外一名

紹介議員 佐藤清一郎君

電気料金は終戦後数度にわたる大幅値上げの結果かんがい排水施設に依存して農業を営む特殊地域における農家経済に大きな負担となつていにかかわらず今更にはまた平均四割一分という大幅の値上げをしようとしていることは、大凶作のために苦境に陥つたこれら特殊地域農民を立つことのできない破境にまで追いつめるものであるから、かんがい排水用電気料金の値上げは絶対に行わず、特別料金制度を設けられたいとの請願。

第一八二二号 昭和二十九年三月十日受理

電気料金引上げ反対に關する請願

請願者 大阪市議會議長 栗井岩吉

紹介議員 村尾 重雄君

電気料金の引上げは、直接物価の高騰を誘因し経済の均衡を破たんしインフレを導くものであるから、反対であるとの請願。

第一八四二号 昭和二十九年三月十日受理

電気料金引上げ反対に關する請願(四通)

請願者 東京都千代田区小川町

三ノ二八ノ一〇 本郷
半次郎外八名

紹介議員 海野 三朗君

この請願の趣旨は、第一八二一号と同じである。

第一八五〇号 昭和二十九年三月十日受理

電気料金引上げ反対に関する請願

請願者 福島市杉妻町一五五議
会事務局内 大竹作摩

紹介議員 松平 勇雄君

この請願の趣旨は、第一八二一号と同じである。

第一八五一号 昭和二十九年三月十日受理

電気料金引上げ反対に関する請願

請願者 福島市杉妻町一五五議
会事務局内 高田重作

紹介議員 木村 守江君

この請願の趣旨は、第一八二一号と同じである。

第一八七一号 昭和二十九年三月十日受理

電気料金引上げ反対に関する請願

請願者 東京都千代田区丸ノ内
一ノ一特殊製鉄協会

紹介議員 大矢根大器治

この請願の趣旨は、第一八二一号と同じである。

第一八四八号 昭和二十九年三月十日受理

行政協定に基づく駐留軍人等の使用に供
する自動車輸入外貨資金貸付の請願

請願者 東京都中央区銀座西二
ノ一 高木 正夫

紹介議員 植竹 春彦君

自動車に乘用自動車の需給不円滑は、識者の常に強調してきたところであるが、昨年度の実績をみると、無為替輸入が政府割当輸入とはほぼ同数に達し、この間における悪質外人ブローカー等の介在によつて、自動車の需要者は不当にさいなまれ、高価な車を購入しなければならず、また、このようにして得られた不当な利益はいわゆるやみドルの送金として国外に流出し、国家経済に大なる害毒を流している現状であるから、わが国自動車界の正常なる発展を期するため、行政協定に基づく駐留軍人等の使用に供する自動車の輸入外貨資金を貸付けられたいとの請願。

第一八四九号 昭和二十九年三月十日受理

横濱繊維製品検査所川俣支所の本所昇格等に関する請願

請願者 福島県伊達郡川俣町字
鉄砲町四七 高橋利吉

紹介議員 木村 守江君

福島県は福井、石川両県とともにわが国輸出絹織物の三大生産地として知られているが、福井、金沢にはいづれも国営繊維製品検査本所が設置されているにもかかわらず、本県には本所が設置されていないためにその生産出荷の促進あるいは技術の改善上本県業界の受ける不利不便と損失が大きいから、横濱繊維製品検査所川俣支所を本所に昇格し、あわせて小高支所を設置せられたいとの請願。

第五〇三三号 昭和二十九年三月八日受理

中小企業金融公庫の運営改善に関する陳情

陳情者 神戸市生田区海岸通一丁
目神戸商工会議所会頭
宮崎彦一郎

中小企業金融公庫は、その設立の趣旨に反して融資のわくが狭く、その上、貸出し条件、貸出し手続等の煩雜のため実際には多くの申込みに対し貸出し実績が極めて低調であり、特に本年は政府の緊縮政策のしわが力の弱い中小企業者に寄せられることは必至であつて、ドツチ予算に経験した以上の苦難に直面することが予想される折柄、本公庫のもつ役割は昨年以上に重大であるから、(一)中小企業金融公庫の資金源の拡充を計るとともに兵庫県に対する資金量の割当を拡充すること、(二)中小企業金融公庫が開発銀行に償還することになつてゐる十九億円の償還期日を昭和二十九年度以降に繰り延べることを、(三)融資手続を簡素化し、貸出しを円滑にすること等の措置を講ぜられたいとの陳情。

第五〇九号 昭和二十九年三月十日受理

電気料金引上げ反対に関する陳情

陳情者 東京都港区議会議長 稲垣幸太郎

電気料金の引上げは、直接物価の高騰を誘因し経済の均衡を破たんしインフレに導くものであるから、反対であるとの陳情。

第五一六号 昭和二十九年三月十一日受理

電気料金引上げ反対に関する陳情

陳情者 大阪府豊中市議會議長
梶浦一夫

この陳情の趣旨は、第五〇九号と同じである。

昭和二十九年四月六日印刷

昭和二十九年四月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局